

1-383-1

環境影響評価書案に係る見解書

－世田谷清掃工場建替事業－

令和 7 年 3 月

東京二十三区清掃一部事務組合

目 次

1	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2	対象事業の名称及び種類	1
3	対象事業の内容の概略	1
3.1	事業の目的	2
3.2	事業の内容	2
3.3	施工計画及び供用計画	25
4	評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要	39
4.1	都民からの主な意見及び事業者の見解の概要	39
4.2	事業段階関係区長からの主な意見及び事業者の見解の概要	45
5	事業段階関係地域	47
6	評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解	49
6.1	都民の意見書の内容及び事業者の見解	49
6.2	事業段階関係区長からの意見の概要及び事業者の見解	55
7	その他	57
7.1	評価書案に係る見解書を作成した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	57
7.2	評価書案に係る見解書を作成するに当たって参考とした資料の目録	57

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 : 管理者 吉住 健一
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 世田谷清掃工場建替事業
事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

世田谷清掃工場建替事業（以下「本事業」という。）は、東京都世田谷区大蔵一丁目 1 番 1 号に位置する既存の世田谷清掃工場（平成20年 3 月しゅん工、焼却炉300トン/日（150トン/日・炉×2 炉）、灰溶融炉120トン/日（60トン/日・炉×2 炉））の建替えを行うものである。

対象事業の概略は、表3-1に示すとおりである。

表 3-1 対象事業内容の概略

所 在 地		東京都世田谷区大蔵一丁目 1 番 1 号
敷 地 面 積		約 30,000m ²
工 事 期 間		令和 8 年度から令和 14 年度（予定）
工場稼働年度		令和 14 年度（予定）
処 理 能 力		可燃ごみ 600 トン/日 (300 トン/日・炉×2 炉)
主 な 建 築 物 等	工場棟	鉄骨造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造) 高さ：約 37.0m
	煙突	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 地上高：約 100m

3.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、一般廃棄物の中間処理を23区が共同で行うために設置した特別地方公共団体である。ごみの収集、運搬は23区が実施し、最終処分は東京都に委託し埋立処分場に埋め立てており、それぞれの役割分担の中で、清掃一組は23区や東京都と連携して清掃事業を進めている。

清掃一組では「一般廃棄物処理基本計画（令和3年2月改定）」（以下「一廃計画」という。）を策定しており、循環型ごみ処理システムの推進に向け、安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するために計画的な施設整備の推進を行うこととし、可燃ごみの全量焼却体制を維持しつつ、稼働年数の長い工場の建替えを進めている。

一廃計画は、ほぼ5年ごと改定され、令和3年2月の改定では、計画期間を令和3年度から令和16年度までとしている。施設整備計画の策定に当たっては、ごみ排出原単位等実態調査等の結果から長期的なごみ量や中間処理量を予測し、これに基づいて設備の定期補修、故障等による停止及び可燃ごみの季節変動に対応できる焼却余力を確保した上で、耐用年数及び整備期間を考慮するとともに、令和17年度以降の工事予定や焼却余力を見据え、稼働年数の長い工場の建替えを進めてごみの確実な処理体制を維持することとしている。

現在の世田谷清掃工場は、建設から16年を経過したところであるが、現行のガス化溶融炉の耐用年数、整備手法などを検討した結果、20年程度稼働し、その後建て替える整備手法が優位となった。このことから、世田谷清掃工場では令和8年度から建て替えることとした。

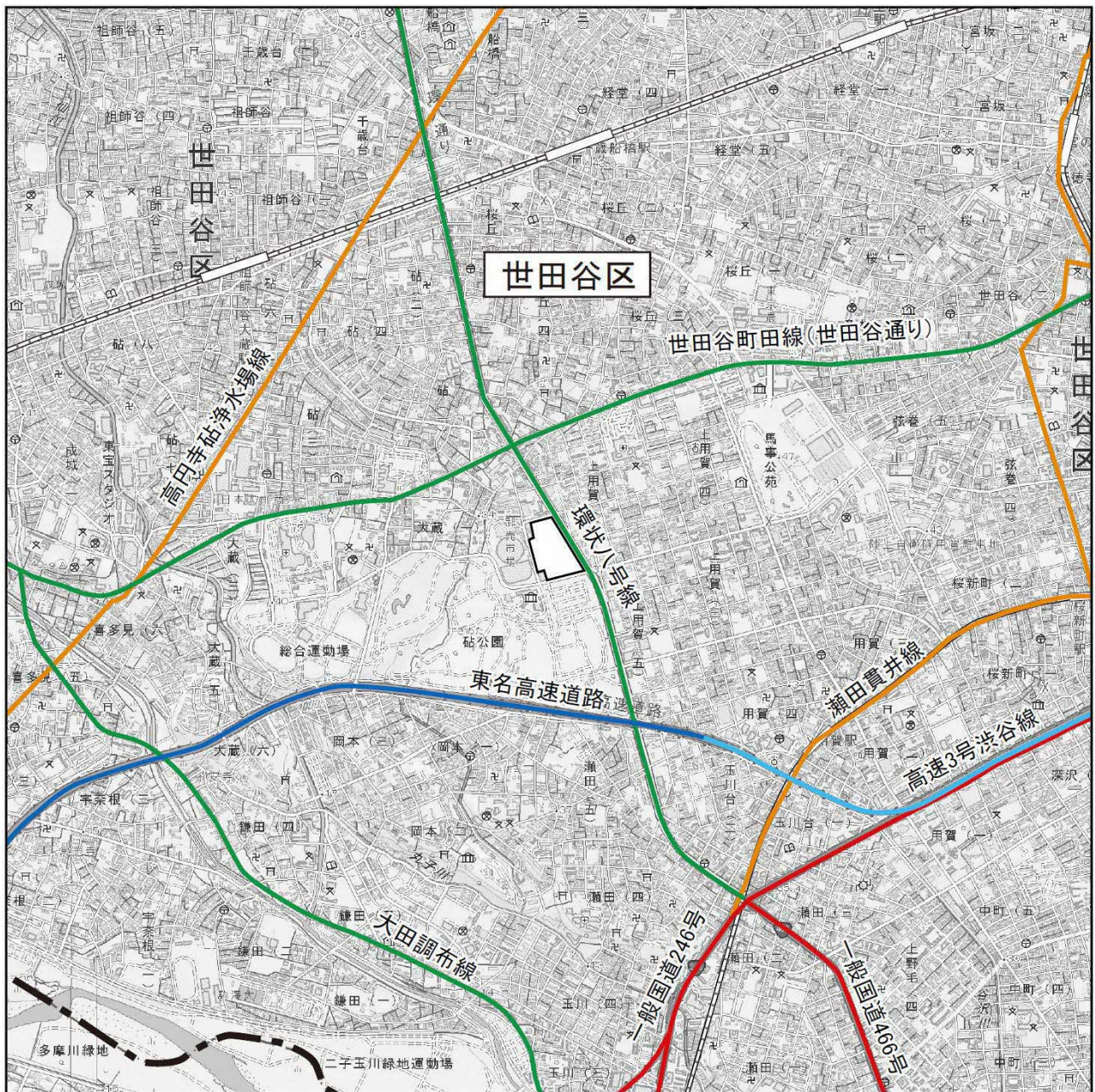
あわせて、清掃工場の施設規模は、将来の安定的な全量処理体制を確保するため、600トン/日とする。

3.2 事業の内容

3.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図3.2-1及び図3.2-2に、対象事業の区域（以下「計画地」という。）は図3.2-3に示すとおりである。

計画地は、都立砧公園の北側に位置しており、また、環状八号線に隣接した敷地面積約30,000m²の区域である。



凡 例

- | | |
|---|---|
|  : 計画地 |  : 高速自動車国道 |
|  : 都県界 |  : 都市高速道路 |
|  : 私鉄線 |  : 一般国道 |
| |  : 主要地方道 |
| |  : 特例都道 |

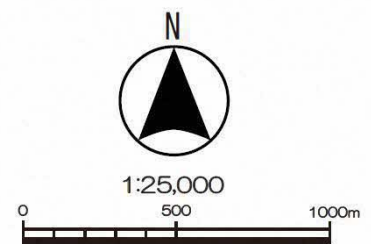


図 3.2-1 対象事業の位置



図 3.2-2 上空から見た対象事業の位置



図 3.2-3 対象事業の区域

3.2.2 計画の内容

本事業は、既存の清掃工場を解体・撤去し、最新の設備を有する清掃工場を建設するものである。

工事完了後の主な施設としては、工場棟、附属施設及び煙突がある。

3.2.2.1 施設計画

既存及び工事完了後の施設概要は、表 3.2-1 及び表 3.2-2 に示すとおりである。

工場棟の高さは、既存の約 31.0m から工事完了後は約 37.0m とする。ただし、「東京都市計画高度地区（世田谷区決定）に規定する絶対高さ制限の特例に係る区長の認定及び許可に関する基準」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 世建調第 450 号）に基づく絶対高さ制限の特例を受けるため、市街地環境の向上に資する建築物の特例について同基準第 4 条に定める整備基準^{2 注)}を満たすこととし、第 5 条に定めるとおり絶対高さの上限を 31m から、37.0 m まで緩和を受けることとする。その上で、北側の高層住宅や南側の砦公園等、周辺環境との調和を図り、圧迫感を抑えるよう配慮する計画としていく。

また、工事完了後の煙突は、既存のものと同じ高さ約 100m とし、ステンレス製の内筒 2 本及び脱臭設備の排気筒 1 本を鉄筋コンクリート造の外筒に収めるものとする。

注) 整備基準 2 を下記に示す。

1. 前面道路の幅員及び接道長

敷地が現況 6 m 以上の幅員を有する道路に敷地境界線の長さの合計の 6 分の 1 以上接していること。ただし、区長が認めた場合は、この限りでない。

2. 外壁等の後退距離

外壁等から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、別表 1（1）に掲げるものを除き、下表に掲げる数値以上とする。

延べ面積	隣地境界線までの距離	道路境界線までの距離
10,000m ² 未満	2.0m	3.0m
10,000m ² 以上	2.5m	3.0m

別表 1（1） 整備基準の取扱い 外壁等の後退

外壁等から道路境界線における事項	壁面の位置の統一を図る地区における壁面の位置を統一する計画建築物、歴史的建造物の部分又は公共用歩廊、渡り廊下（敷地内の棟を結ぶものを除く）、地下鉄駅出入口口施設、その他これらに類する建築物の部分 周囲の状況等により市街地環境の向上に資すると区長が認めたもの
外壁等から隣地境界線における事項	軒の高さが 2.3m 以下で物置その他これに類する用途に供するもので、床面積と工作物の築造面積の合計が 50m ² 以下、かつ隣地境界線までの距離が 1 m 以上のもの 門又は塀等、周囲の状況等により、環境上支障がないと区長が認めたもの

3. 工作物の設置の制限

2. に規定する外壁等から道路境界線又は隣地境界線までの区域には、別表 1（2）に掲げるものを除き、工作物を設置してはならない。

別表 1（2） 整備基準の取扱い 工作物の設置の制限

外壁等から道路境界線までの制限の区域	周囲の状況等により設置が必要なもので、市街地環境の向上に資すると区長が認めたもの
外壁等から隣地境界線までの制限の区域	機械式駐車場等の工作物のうち、地表面からの突出部分の高さが 2.3m 以下のもので、建築物の床面積と工作物の築造面積の合計が 50m ² 以下、かつ隣地境界線までの距離が 1 m 以上のもの 周囲の状況等により、環境上支障がないと区長が認めたもの

4. 建蔽率の最高限度

基準建蔽率から 7 を減じた数値

5. 地上部における緑化

a) 地上部の緑化面積に関する緑化基準は、敷地の面積に緑化基準表に規定する緑化率に 2 を加えた数値を乗じて得た数値以上とする。

b) 基準樹木本数に関する緑化基準については、世田谷区みどりの基本条例施行規則別表第 7 に定める樹木本数基準面積の算出にあたり、地上部基準緑化面積を前項の規定の数値に置き換えて算出する数値以上とする。

c) 第 1 項の規定にかかわらず、世田谷区みどりの基本条例第 24 条第 3 項各号に掲げる場合における緑化基準は、区長が別に定める。

表 3.2-1 既存及び工事完了後の施設概要（構造等）

施設区分		既存	工事完了後
敷地地盤（GL）		T.P. 約 +40.6m	T.P. 約 +40.6m
工場棟	構造	鉄骨造 （一部鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造）	鉄骨造 （一部鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造）
	高さ	約 31.0m	約 37.0m
	深さ	約 19.1m （ごみバンカ深さ：約 12.5m）	約 25.0m （ごみバンカ深さ：約 22.0m）
付属施設		計量棟、洗車棟ほか	計量棟、洗車棟ほか
煙突	構造	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製
	高さ	約 100m	約 100m

注）[T.P.] = [A.P.] - 1.1344

建築面積については、既存が約 9,982m²、工事完了後が約 11,573m²となる。

なお、駐車場は27台（普通車両22台、車いす用1台、大型バス3台、荷おろし1台）分を設ける。

既存施設配置は図 3.2-4、施設計画は図 3.2-5、設備配置計画は図 3.2-6 に示すとおりである。また、計画建築物等の立面は図 3.2-7(1)及び(2)、完成予想図は図 3.2-8 に示すとおりである。

表 3.2-2 既存及び工事完了後の施設概要（建築面積）

施設区分	既存	工事完了後
工場棟	約 9,590m ²	約 11,375m ²
付属施設	約 392m ²	約 198m ²
合計面積	約 9,982m ²	約 11,573m ²
建蔽率	32.5%	約 37.7%
容積率	108.4%	約 108.9%

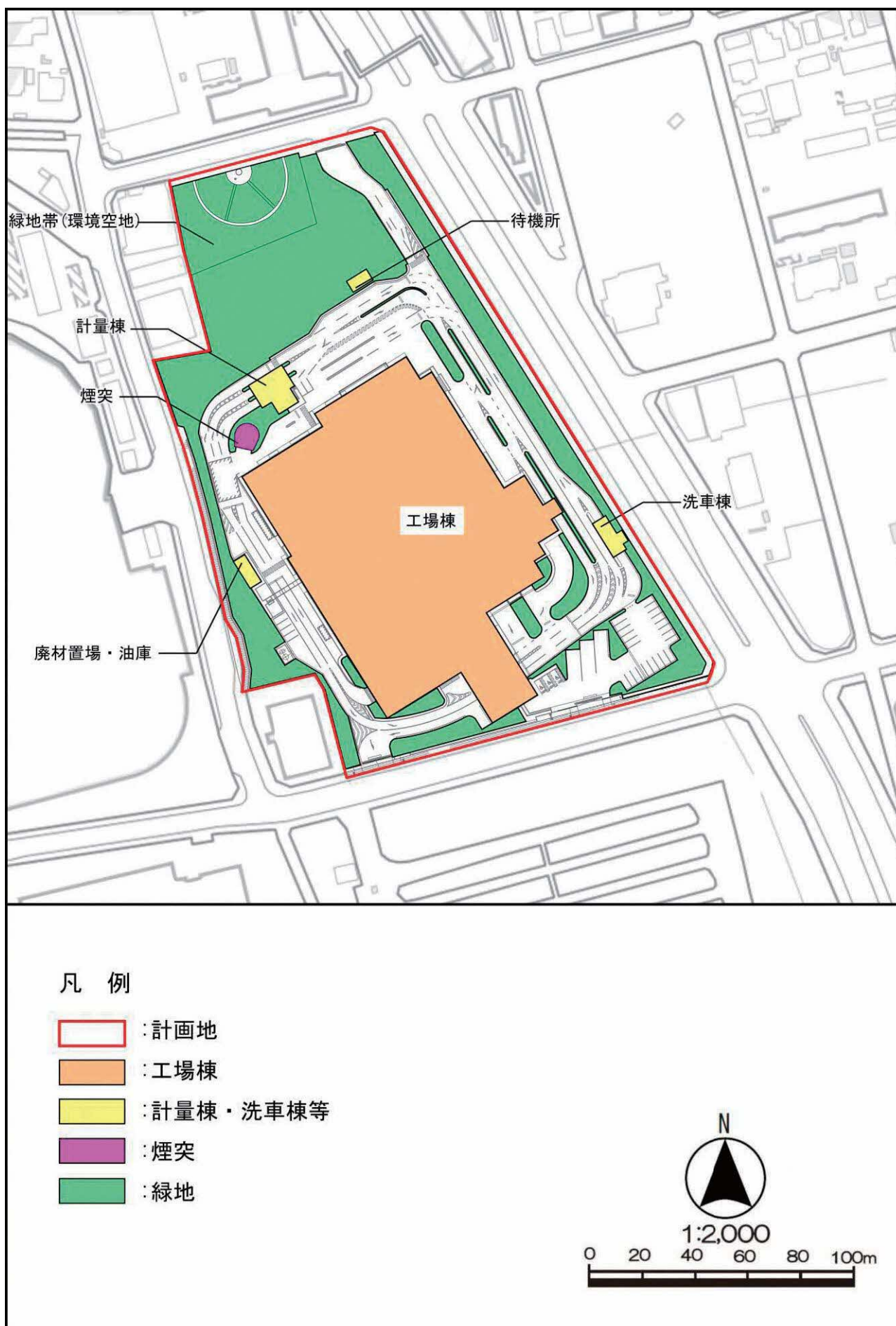


図 3.2-4 既存施設配置図

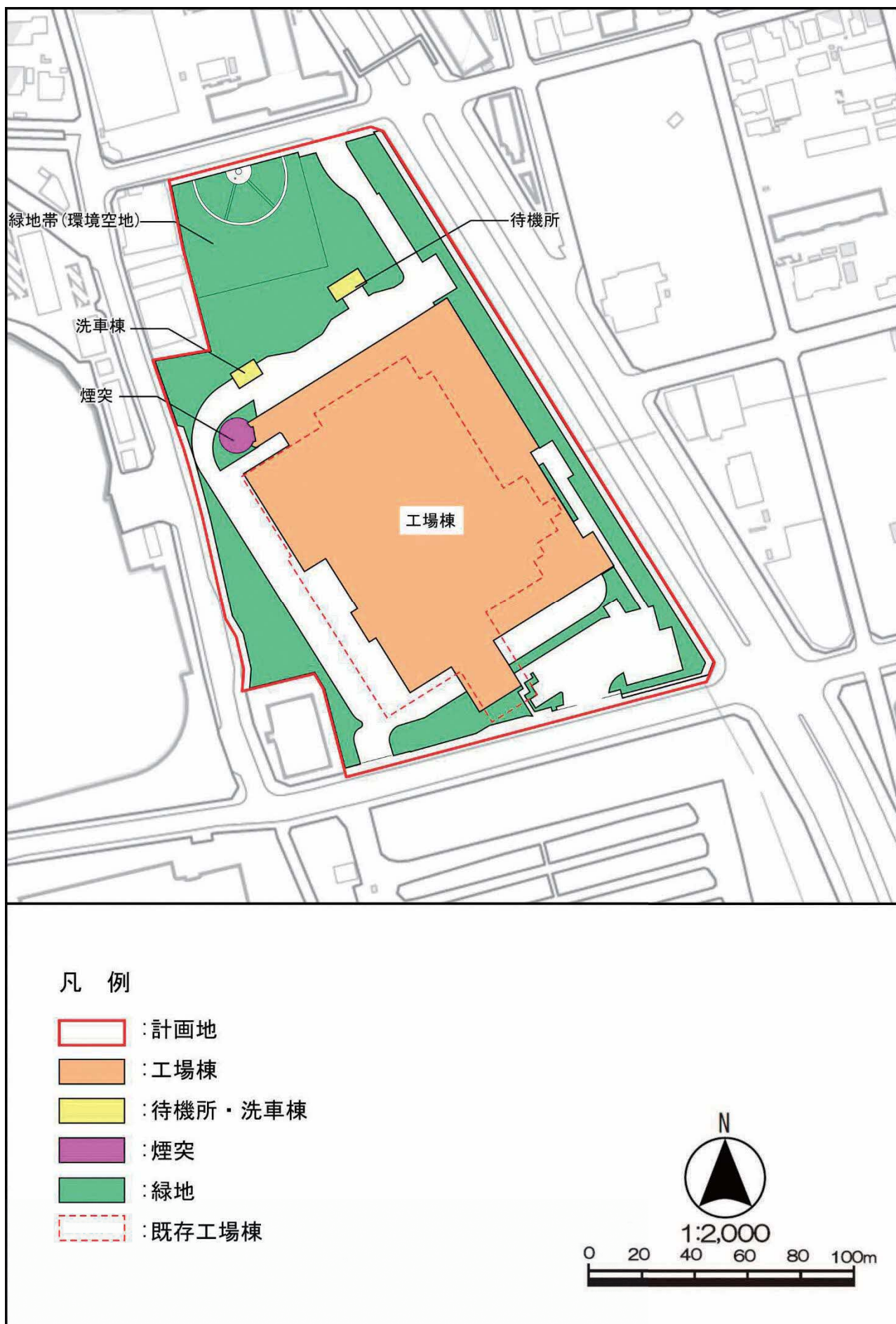
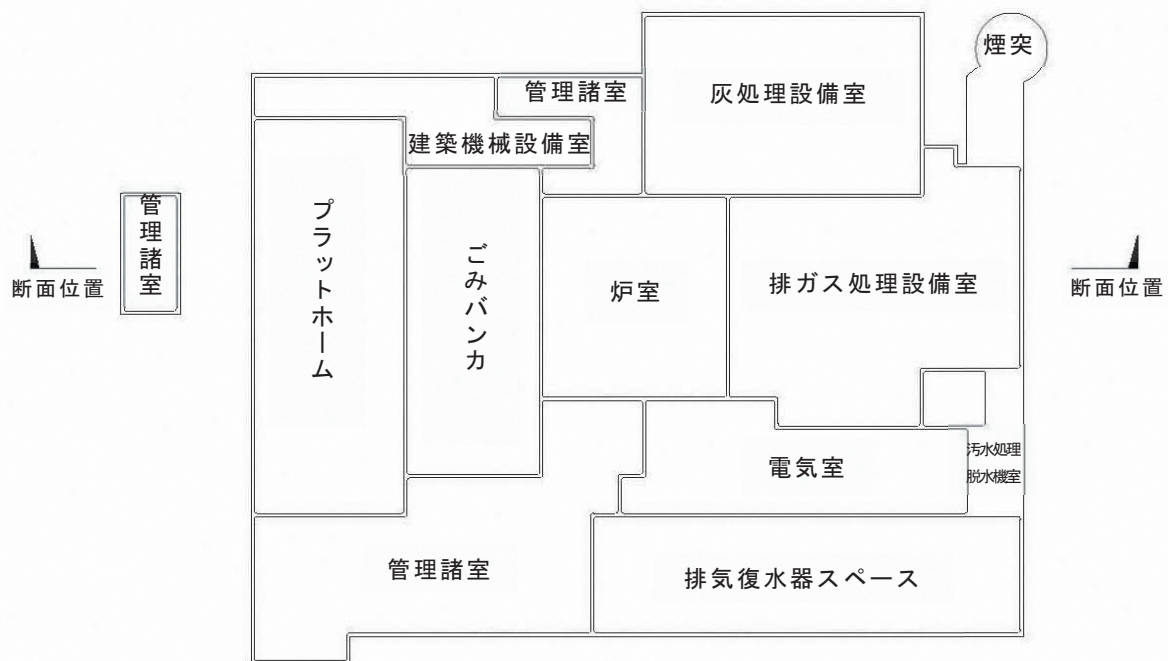
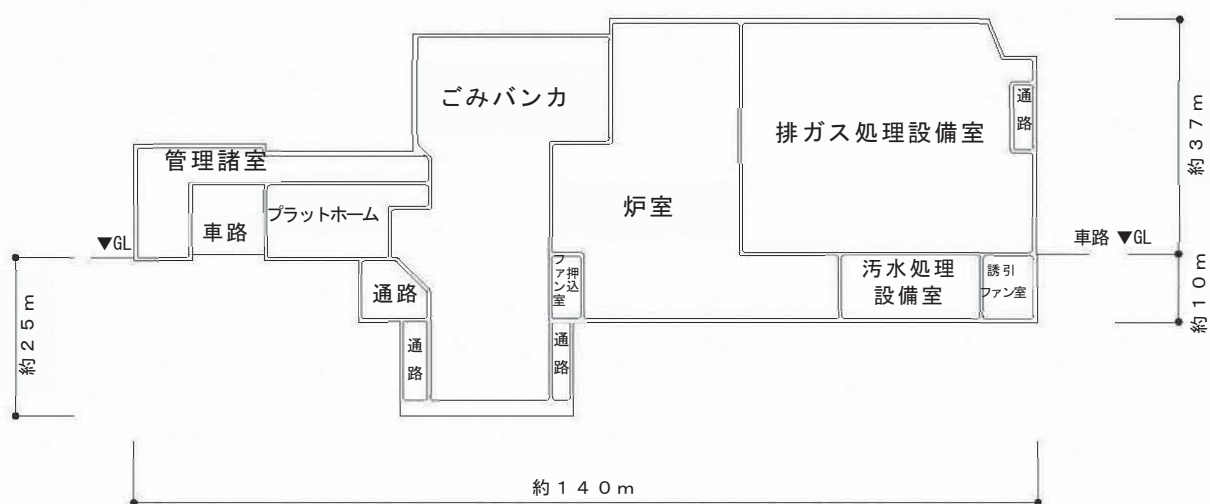


図 3.2-5 施設計画図



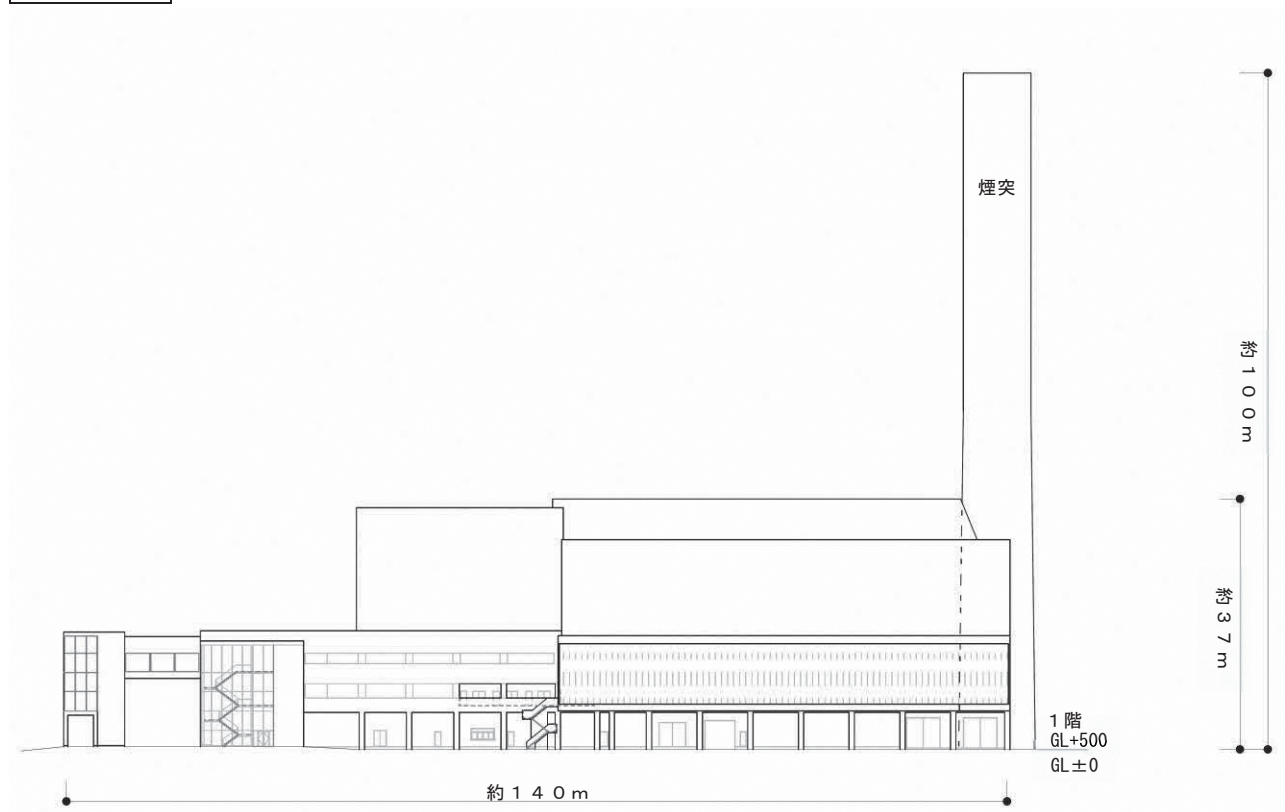
計画平面図（2階）



計画断面図

図 3.2-6 設備配置計画図

東側立面図



西側立面図

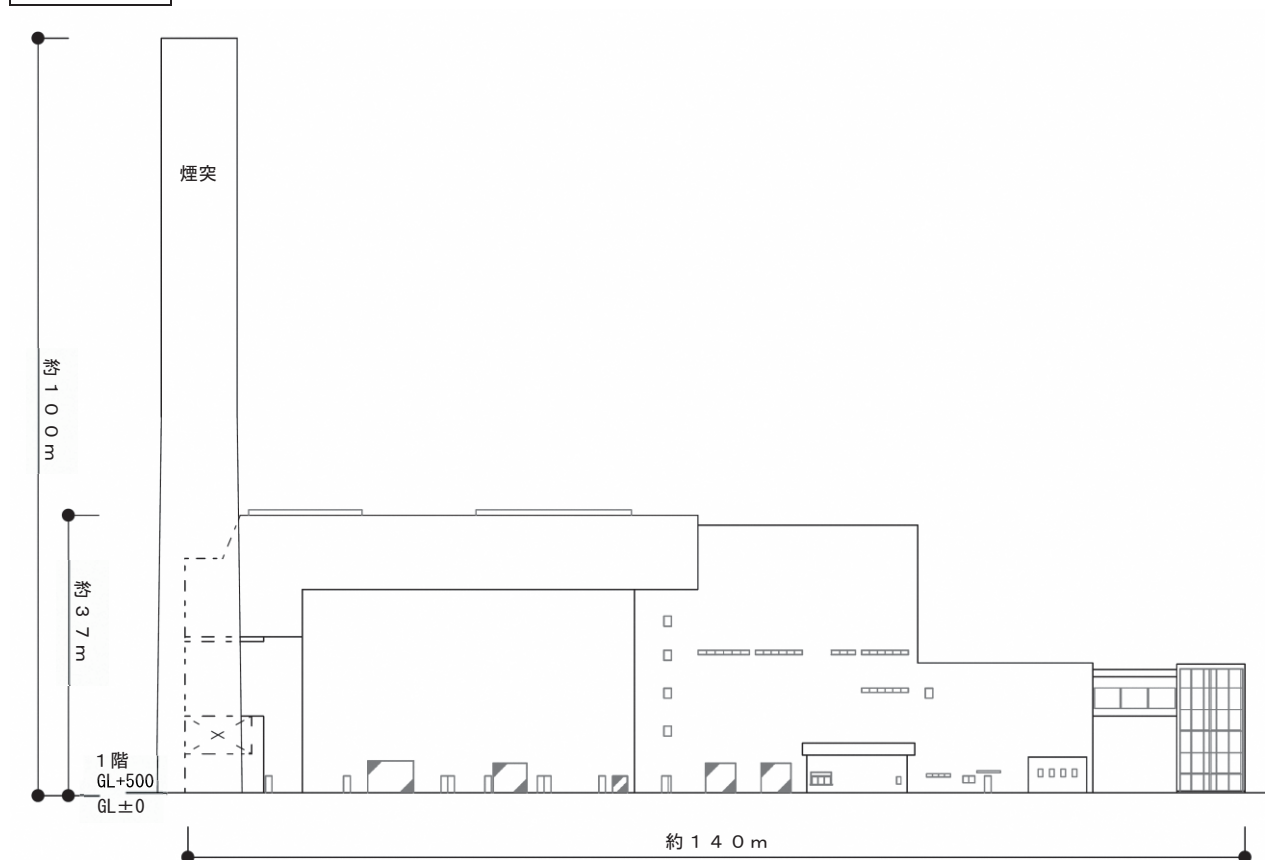
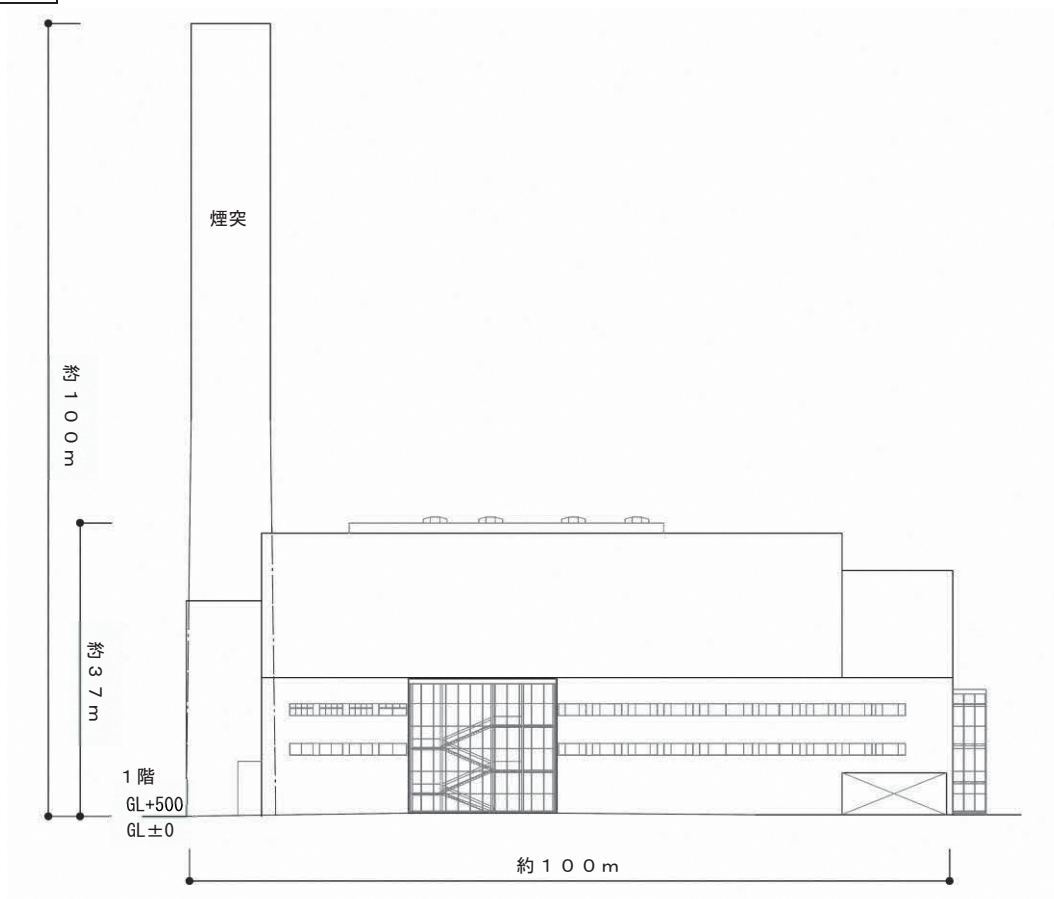


図 3.2-7(1) 計画立面図 (1)

南側立面図



北側立面図

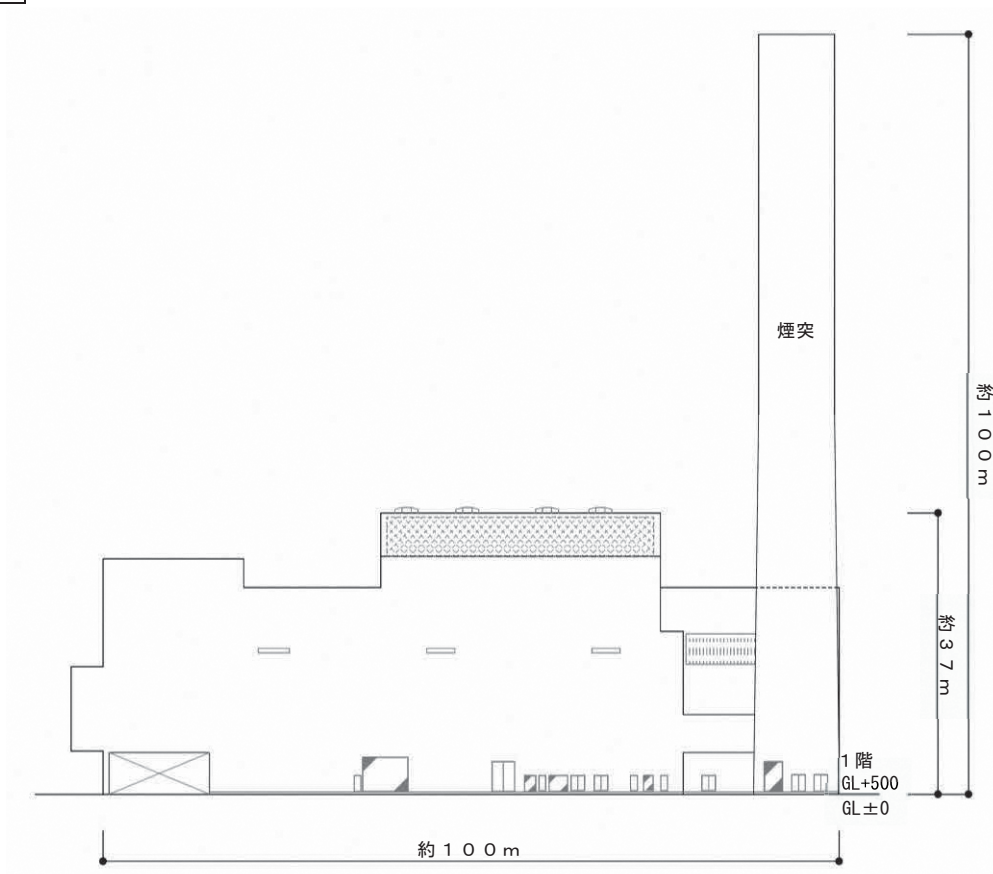


図 3.2-7(2) 計画立面図 (2)



図 3.2-8 完成予想図 (南東側)

3.2.2.2 設備計画

(1) 設備概要

既存及び工事完了後の各設備概要は表3.2-3(1)、施設の稼働に伴う煙突の排出ガスの諸元は表3.2-3(2)、施設の稼働に伴う煙突排出ガス汚染物質の排出濃度及び排出量は表3.2-3(3)に示すとおりである。

表 3.2-3(1) 設備概要（既存・工事完了後）

項目		既存	工事完了後
施設規模	焼却炉	300 トン/日 (150 トン/日・炉×2 炉)	600 トン/日 (300 トン/日・炉×2 炉)
	灰溶融炉	120 トン/日 (60 トン/日・炉×2 炉)	—
処理能力		300 トン/日	600 トン/日
ごみ処理	処理方式	全連続式ガス化溶融炉 (流動床式)	全連続燃焼式火格子焼却炉
	処理対象物	可燃ごみ	可燃ごみ
灰処理	処理方式	電気加熱式灰溶融炉	—
	処理対象物	主灰及び飛灰の混合灰	—
排ガス処理設備		ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等	ろ過式集じん器、 触媒反応塔等
煙突		外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製
運転計画		1 日 24 時間の連続運転	1 日 24 時間の連続運転

表 3.2-3(2) 施設の稼働に伴う煙突排出ガスの諸元（2 炉合計）

項 目	諸 元
煙突高さ	約 100 m
湿り排出ガス量	224,900 m ³ N/時 ^{注1)}
乾き排出ガス量	219,900 m ³ N/時 ^{注2)}
排出ガス温度	190 ℃

注1) m³N/時とは、0℃、1気圧の標準状態に換算した1時間あたりの排出ガスを示す。また、水分率20%、O₂10%の値を示した。

注2) 乾き排出ガス量は、O₂12%換算値を示す。

表 3.2-3(3) 施設の稼働に伴う煙突排出ガス汚染物質の排出濃度及び排出量

項 目	排出濃度	排出量（2 炉合計）
硫黄酸化物	10ppm	2.20m ³ N/時
ばいじん ^{注1)}	0.01g/m ³ N	2.20kg/時
窒素酸化物	50ppm	11.00m ³ N/時
ダイオキシン類 ^{注2)}	0.1ng-TEQ/m ³ N	22.00 μg-TEQ/時
塩化水素	10ppm	2.20m ³ N/時
水 銀 ^{注3)}	30 μg/m ³ N	6.60g/時

注1) ろ過式集じん器により粒径 10 μm を超える粒子は除去されるため、煙突から排出されるばいじん
は、浮遊粒子状物質（粒径 10 μm 以下のばいじん）として計算した。

注2) ダイオキシン類の排出濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準を示す。

注3) 水銀の排出濃度は、大気汚染防止法に基づく大気排出基準を示す。

注4) 注2、注3以外の項目は、設定した排出濃度（p.179 参照）を用いた。

注5) 排出濃度は O₂12%換算値を示す。

(2) 処理フロー

清掃工場の全体処理フローを、図3.2-9及び図3.2-10に示す。

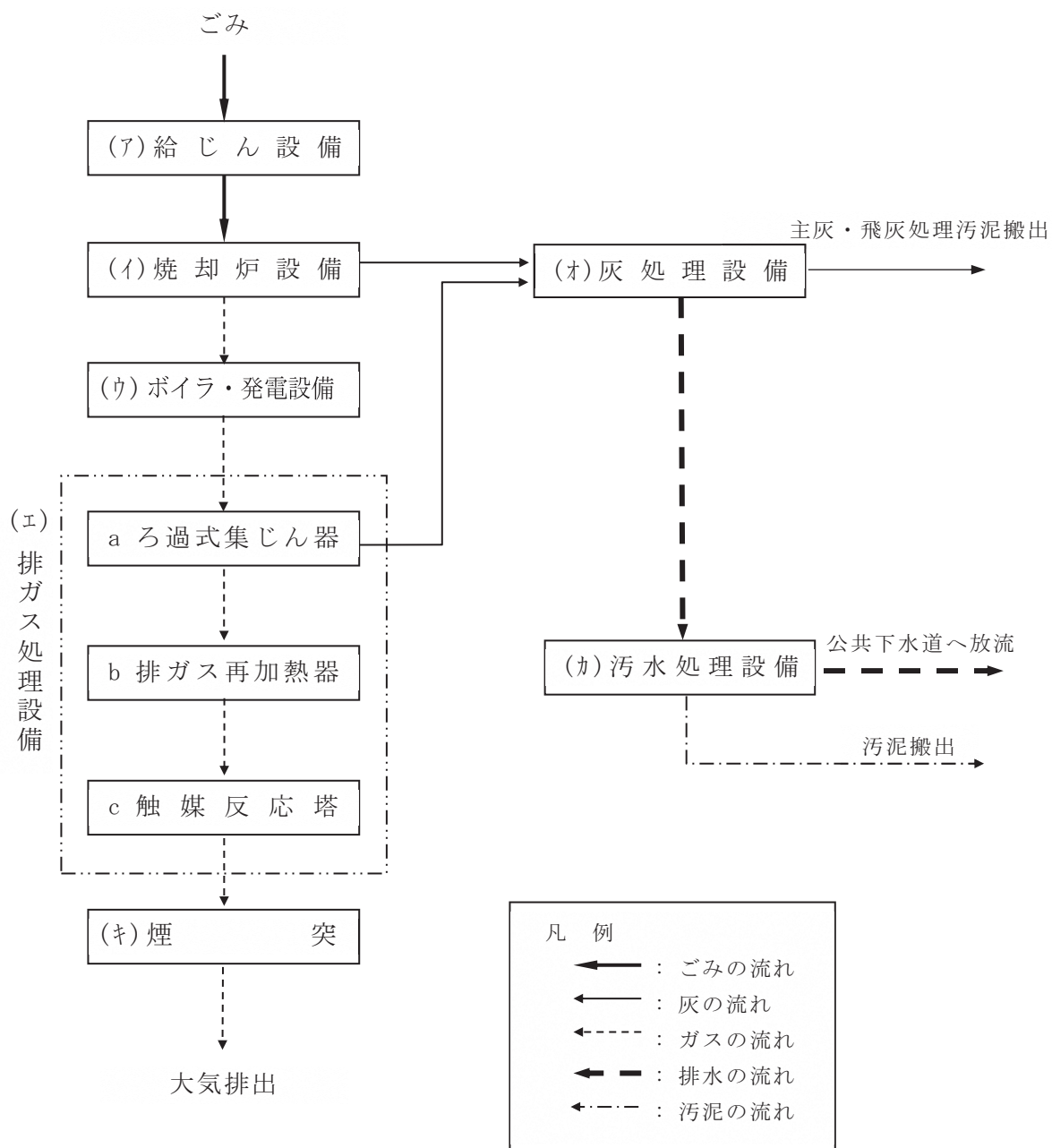


図 3.2-9 全体処理フロー

(3) プラント設備の概略

プラント設備の概略は、以下に示すとおりである。

ア 給じん設備

ごみを清掃工場に受け入れて一時貯留するための設備（プラットホーム、ごみバンカ）と、焼却炉にごみを供給する設備（ごみクレーン等）で構成する。

ごみ収集車両によって搬入されたごみは、プラットホームからごみバンカへ投入する。ごみバンカは、7日分以上のごみを貯留できる容量とし、貯留したごみはクレーンでかく拌し、均質化した上で定量的に焼却炉に投入する。

ごみバンカにはゲートを設けた上で、ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉内に吸引することで、ごみバンカ内を常に負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにし、臭気は焼却炉内において高温で熱分解し消臭する。焼却炉の停止時においては、脱臭設備を稼働させる。また、プラットホームの出入口には自動扉及びエアカーテンを設置することで、臭気の流出を防止する。

イ 焼却炉設備

焼却炉と炉内の温度を昇温するためのバーナー等の助燃設備で構成する。均質化したごみを火格子（ストーカ）上で、乾燥、燃焼、後燃焼を24時間連続して行う全連続焼却炉である。

燃焼ガス温度は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、ダイオキシン類の発生を抑制するため、800℃以上に維持し、ガスの滞留時間を2秒以上保つ。また、焼却炉から排出されるガス（排ガス）の一酸化炭素濃度等を適切に管理し、安定したごみの燃焼を行う。

ウ ボイラ・発電設備

ごみ焼却により発生する廃熱を蒸気として回収し、回収した蒸気は、蒸気タービン発電機により発電に用いるほか、場内の給湯等で利用するとともに、近隣の公共施設の熱源として使用する。

また、エコノマイザ^{注)}では、ボイラに送る水の温度を上げるとともに、熱回収後の燃焼ガスの温度を更に冷却する。

エ 排ガス処理設備

焼却炉から発生する排ガス中の飛灰や有害物質を除去するための設備で、ろ過式集じん器（バグフィルタ）、排ガス再加熱器及び触媒反応塔で構成する。

注) 燃焼ガスの廃熱を利用してボイラ給水を予熱する設備のことで、「節炭器」とも呼ばれる。

(a) ろ過式集じん器（バグフィルタ）

排ガス中のばいじんやこれに付着しているダイオキシン類及び重金属類を捕集するとともに、薬剤の吹き込みにより塩化水素、水銀及び硫黄酸化物を除去する。

(b) 排ガス再加熱器

触媒反応塔での触媒反応の向上を図るため、排ガスを高温の蒸気により再加熱する。

(c) 触媒反応塔

排ガス中の窒素酸化物及びダイオキシン類を触媒の働きにより分解除去する。

オ 灰処理設備

本事業で予定する灰処理のフローを図3.2-11に示す。

焼却炉で焼却処理した際に発生する灰は、主灰^{注1)}と飛灰^{注2)}に分けられる。

灰処理設備では、主灰は湿潤化による飛散防止処理を行い、コンベヤで灰バンカへ移送する。ろ過式集じん器等で捕集された飛灰は、密閉構造のコンベヤにより飛灰貯留槽へ搬送し、重金属類の溶出を防止するための安定化処理として薬剤処理を行い固化物バンカへ移送する。

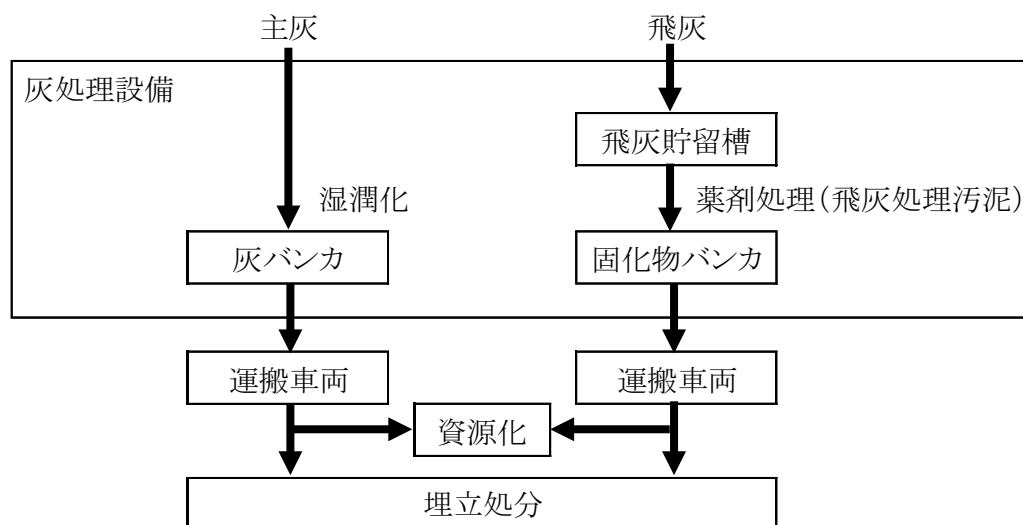


図 3.2-11 灰処理フロー

カ 汚水処理設備

プラント排水等に含まれる重金属等を除去するための設備で、凝集沈殿ろ過方式により、下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準（ダイオキシン類含む。）に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。また、処理過程で発生する脱水汚泥は最終処分場へ運搬し、埋立処分する。

注2) 主灰とは、焼却炉の炉底部から搬出される「もえがら」をいう。

注1) 飛灰とは、焼却炉の排ガスに含まれる「ばいじん」がろ過式集じん器等で捕集されたものをいう。

キ 煙突

鉄筋コンクリート造の外筒の中に、排ガス等を通すステンレス製の内筒を設置する構造とする。

3.2.2.3 エネルギー計画

工事完了後の施設で使用するエネルギーとしては、電力及び都市ガスがある。電力の使用量は約 2,048 万 kWh/年、都市ガスの使用量は約 19 万 m³/年の計画である。

また、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用して、高効率発電を行うとともに、施設内で使用する給湯用の熱源として利用するほか、場外世田谷区施設（世田谷美術館）への熱供給を行う。ごみ発電量は 11,381 万 kWh/年、場外への熱供給量は 9,638GJ/年の計画である。

なお、太陽光発電も行う計画であり、その計画値は 8.9 万 kWh/年である。

3.2.2.4 給排水計画

(1) 給水計画

本事業における常用する給水は、上水とする。

また、計画地が位置する世田谷区においては、「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に基づいて雨水流出抑制施設等を整備することとされている。本事業では、敷地面積から対策量 1,842.2m³の雨水流出抑制施設等が必要と算定されることから、必要対策量を上回る雨水貯留施設（雨水貯留槽等）を設置する計画である。

そのほか、災害時等の非常用水源として、一時的に井戸水を使用する。井戸は月に一回点検のため揚水ポンプの動作確認を 30 分程度行う。

(2) 排水計画

本事業で予定している排水処理フローを図3.2-12に示す。

プラント排水等は、污水处理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理後、公共下水道に放流する。

污水处理設備では、各処理段階で pH を常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH 等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路にはごみ収集車両等の汚れが付着している可能性があるため、降った雨水のうち、初期雨水（3 mm）は污水处理設備へ送り、処理後は公共下水道へ放流する。その後の雨水は、雨水貯留槽に貯留した後、分流式の雨水管へ放流する。

なお、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用し、余剰分は、雨水貯留槽に貯留した後、分流式の雨水管へ放流する計画である。

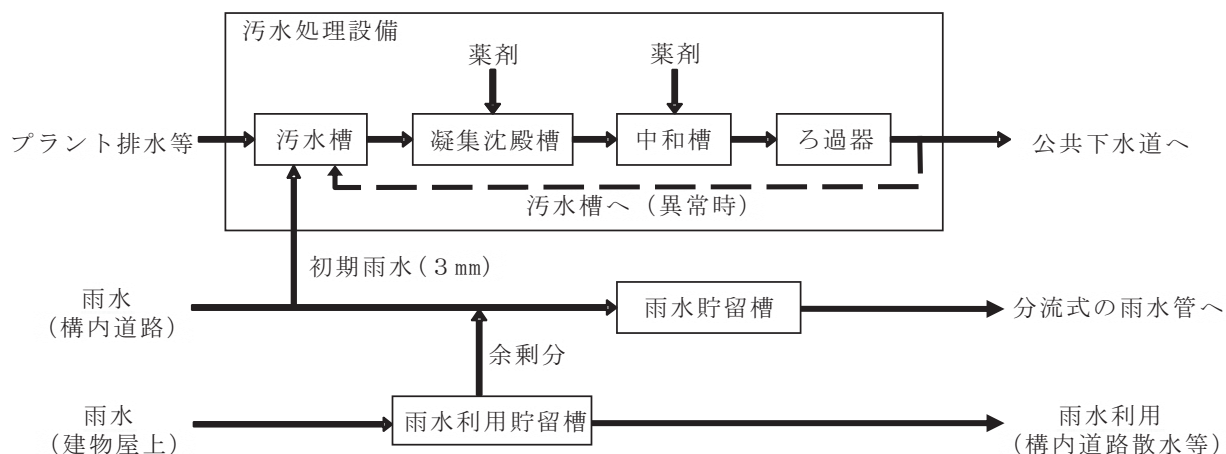


図 3.2-12 排水処理フロー

3.2.2.5 緑化計画

世田谷区みどりの基本条例に基づき、敷地面積の 28%にあたる、約 8,600 m²以上を緑化する。

また、「世田谷区みどりの基本条例」、「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」の基準を遵守するとともに、「東京都環境確保条例（建築物環境計画書制度）」、「東京都環境基本計画」及び「世田谷区緑の基本計画 2018 年度～2027 年度」の趣旨を十分に勘案し、可能な範囲で緑化に努める。

なお、「東京における自然の保護と回復に関する条例（緑化計画書制度）」について、世田谷区は区の条例で定める手続に一元化されている。

計画地の緑化に当たっては、計画地に存在する緑地帯（環境空地）は建替工事による改変を行わずに保全するとともに、その他の緑地も工事施工上必要最低限の改変とし、植樹等による維持を検討する。工事により除却する樹木を図 3.2-13 に、既存及び工事完了後の緑地の比較したものを図 3.2-14 に示す。建替後も既存の緑地帯（環境空地）等により、清掃工場の圧迫感を軽減させるように配慮する。

関係条例・基準等に基づく必要緑地面積等及び計画緑地面積等は、表 3.2-4 に示すとおりである。また、必要緑地面積等の算定については、表 3.2-5 に示すとおりである。

表 3.2-4 必要緑地面積等及び計画緑地面積等

条例・基準等	対象	必要緑地面積等	計画緑地面積等
世田谷区みどりの基本条例	地上部	8,596.99m ² 以上	10,393m ²
	接道部	482.05m以上	488m
世田谷区環八沿道地区計画	環状八号線沿い	71.64m以上	239m
東京都市計画高度地区（世田谷区決定）に規定する絶対高さ制限の特例に係る区長の認定及び許可に関する基準	地上部	9,211.06m ²	10,393m ²

注 1）計画段階の面積のため実際とは異なる場合がある。

表 3.2-5 必要緑地面積等の算定

条例・基準等	対象	算定式 ^{注1)}	必要緑地面積等
世田谷区みどりの基本条例	地上部	敷地面積×0.28	8,596.99m ²
		$30,703.52 \times 0.28 = 8,596.99\text{m}^2$	
	接道部	接道部長さ×0.8	482.05m
		$602.56 \times 0.8 = 482.05\text{m}$	
世田谷区環八沿道地区計画	環状八号線沿い	環状八号線に接する長さ×0.3	71.64m
		$238.80 \times 0.3 = 71.64\text{m}$	
東京都市計画高度地区（世田谷区決定）に規定する絶対高さ制限の特例に係る区長の認定及び許可に関する基準 ^{注2)}	地上部	敷地面積×（0.28+0.02）	9,211.06m ²
		$30,703.52 \times 0.3 = 9,211.056\text{m}^2$	

注1) 必要緑地面積等の算定に必要な諸元は、敷地面積：30,703.52m²、接道部長さ：602.56m、環状八号線に接する長さ：238.80mである。

注2) 地上部の緑化面積に関する緑化基準は、敷地の面積にみどりの基本条例施行規則別表第5（緑化基準表）に規定する緑化率に2を加えた数値を乗じて得た数値以上とする。なお、緑化率の単位は、パーセントとする。

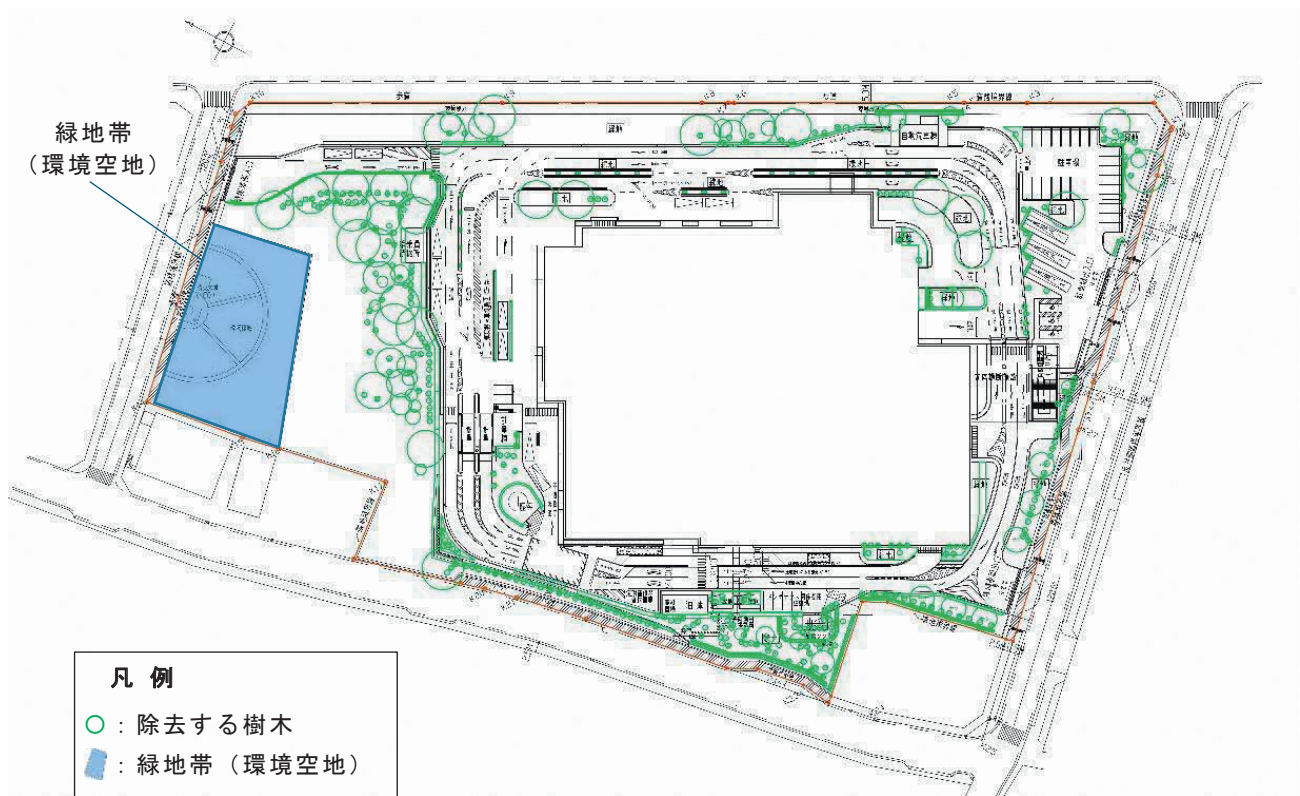


図 3.2-13 工事により除却する樹木



既存

工事完了後

図 3.2-14 既存及び工事完了後の緑地比較図

3.2.2.6 廃棄物の処理計画

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰処理汚泥^{注1)}及び脱水汚泥がある。

これらの廃棄物は、最終処分場へ運搬し、埋立処分する。また、主灰及び飛灰処理汚泥については、民間のセメント工場等へ搬出し、セメント原料化及び徐冷スラグ化^{注2)}による資源化も行う。そのほか、焼成砂化等による資源化を推進することで埋立処分量の更なる削減を図る。

注1) 飛灰処理汚泥とは、飛灰から重金属等が溶出しないよう重金属固定剤等で処理したものをいう。

注2) 徐冷スラグ化とは、熔融処理した後にゆっくりと冷却（徐冷）させ石状のスラグを作ることを行う。

3.3 施工計画及び供用計画

3.3.1 施工計画

3.3.1.1 工事工程の概要

工事は令和8年度に着手し、工事期間は72か月を予定している。工事工程を表3.3-1に示す。

なお、作業時間は、原則として午前8時から午後6時まで（ただし、工事のための出入り、準備及び後片付けを除く。）とし、原則、日曜日及び祝日は作業を行わない。

既存及び工事完了後の施設概要は、表3.2-1及び表3.2-2（p.8参照）に示すとおりである。

表 3.3-1 工事工程（予定）

事業年度 主要工程	令和						
	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
準備工事							
解体工事・土工事							
く体・プラント工事							
外構工事							
試運転							

3.3.1.2 工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

(1) 準備工事

本事業の実施にあたり、工事作業区域を囲む仮囲いや仮設電源等の設置、資材置場等の場内整備等を行う。

(2) 解体工事・土工事

ア 焼却炉設備等解体

焼却炉設備等の解体工事にあたっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成26年1月厚生労働省労働基準局長通達）に基づき、次のような措置を講じて、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に行っていく。

- ① 解体作業の計画の事前届出
- ② 作業場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定及び付着物のサンプリング
- ③ 適切な保護具（エアラインマスク、密閉式防護服等）の使用
- ④ ダイオキシン類を含む灰等飛散しやすいものの湿潤化
- ⑤ 高圧洗浄機等による解体作業実施前の設備内部付着物（ダイオキシン類を含むばいじん等）の除去
- ⑥ 汚染物拡散防止のための仮設の天井・壁やビニールシート等による作業場所の分離・養生
- ⑦ 汚染空気のチャコールフィルター等（ダイオキシン類対応の環境集じん器）による適切な処理
- ⑧ 解体廃棄物等の法令に基づく適正処理

既存煙突は、外筒と内筒により構成されており、外筒の中に排ガスの通り道である内筒が2本と脱臭装置の排気筒が1本ある。解体作業については、図3.3-1に示すとおり、外筒を残したまま内筒を解体し、その後に外筒を解体する。この解体作業に当たっては、工程ごとに適切な養生等を行うことにより、粉じんの飛散を防止するとともに、騒音・振動の影響を低減する。

なお、外筒の塗装下地にアスベストの含有を確認していることから、工程ごとに適切な養生等を行い、アスベスト及び粉じんの飛散を防止する。

また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（令和3年2月東京都環境局）に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状態を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

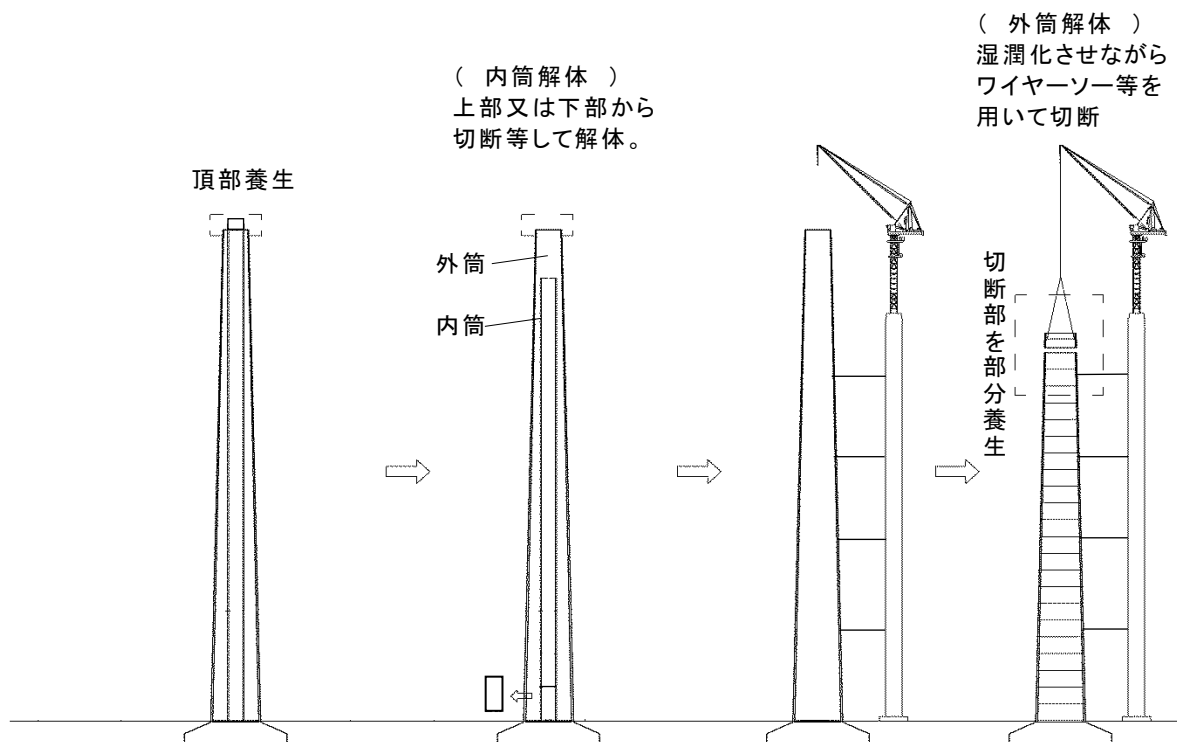


図 3.3-1 煙突解体概念図

イ 既存建築物等解体

解体工事における工事概念図は、図 3.3-2 に示すとおりである。

建築物の解体は油圧破碎機等を使用し、既存建築物等は全て解体する。解体に当たっては、必要に応じて、防音パネルや防音シートを設置し、騒音や粉じん対策を講じる。

また、工場外壁にはアスベストが含まれていないことは確認済みであるが、大気汚染防止法に基づき、解体前にアスベストの含有について事前調査を行い、その結果を都に報告するなど、関係法令等に基づき適切に処理する。

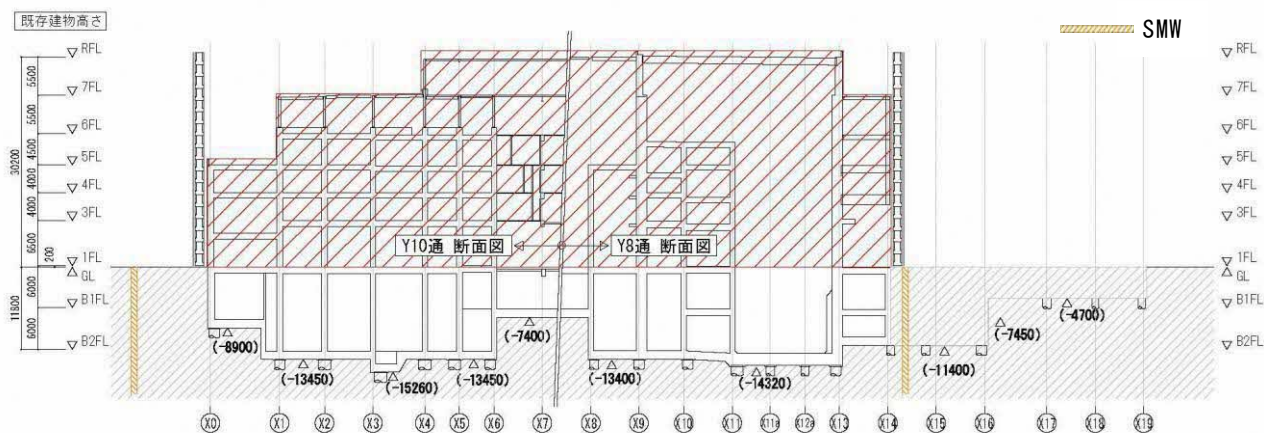


図 3.3-2 解体工事の工事概念

ウ 土工事

土工事における山留め工事の工事概念図は、図 3.3-3 に示すとおりである。

地下部分の解体・掘削に先立ち、止水性に優れたソイルセメント柱列壁（SMW）等による山留め壁を工場 GL 約-28mまで貫入させ、遮水を行う。

なお、山留壁を支える支保工は、地盤アンカー工法を基本とし、部分的に鋼製支持工等を併用することで支持する。

掘削工事は、バックホウ、クラムシェル等を用い、山留壁で囲まれた部分の掘削を深さ GL-25mまで行う。また、掘削工事と併せて、既存建築物地下部の解体や杭の撤去を行う。

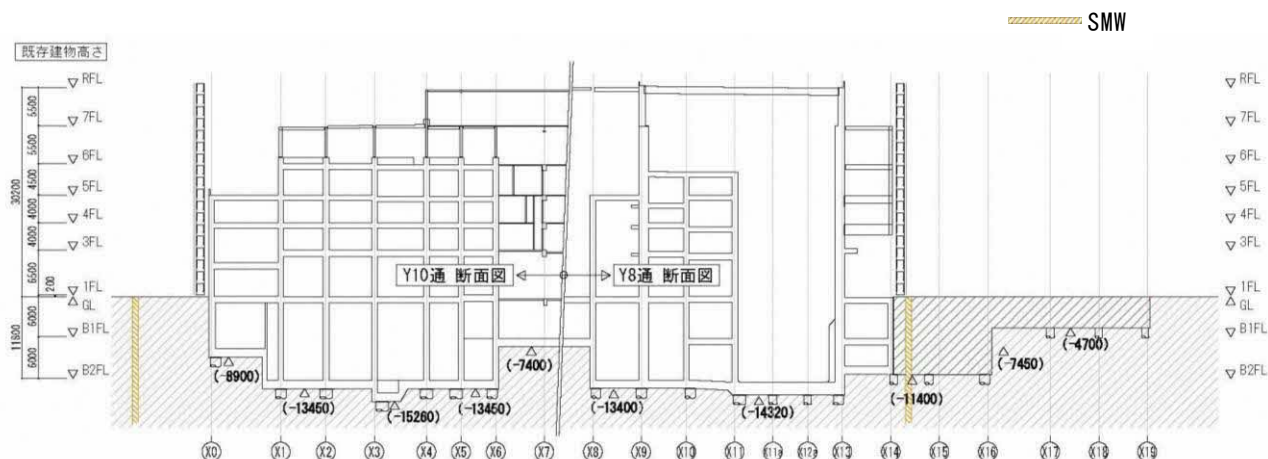


図 3.3-3 山留め工事の工事概念

(3) く体・プラント工事

ア 基礎・地下く体工事

掘削工事完了後、杭等の地業工事を^{くい}行った上で、地下部分の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

イ 地上く体・仕上工事

地上く体工事は、クローラークレーン、タワークレーン等を用いて基礎・地下く体工事が終了した部分から順次施工する。仕上工事は、く体工事を完了した部分より順次施工する。

なお、仕上工事の内外装塗装に当たっては、低 VOC 塗料を使用する。

ウ プラント工事

く体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラークレーン等を用いて行う。

(4) 外構工事

外構工事としては、構内道路工事、植栽工事等があり、く体工事がほぼ終了した時点から施工する。

3.3.1.3 建設機械及び工事用車両

(1) 建設機械

工事の進捗に応じ、表3.3-2に示す建設機械を順次使用する。

なお、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

表 3.3-2 工種別建設機械（工事用車両を除く。）

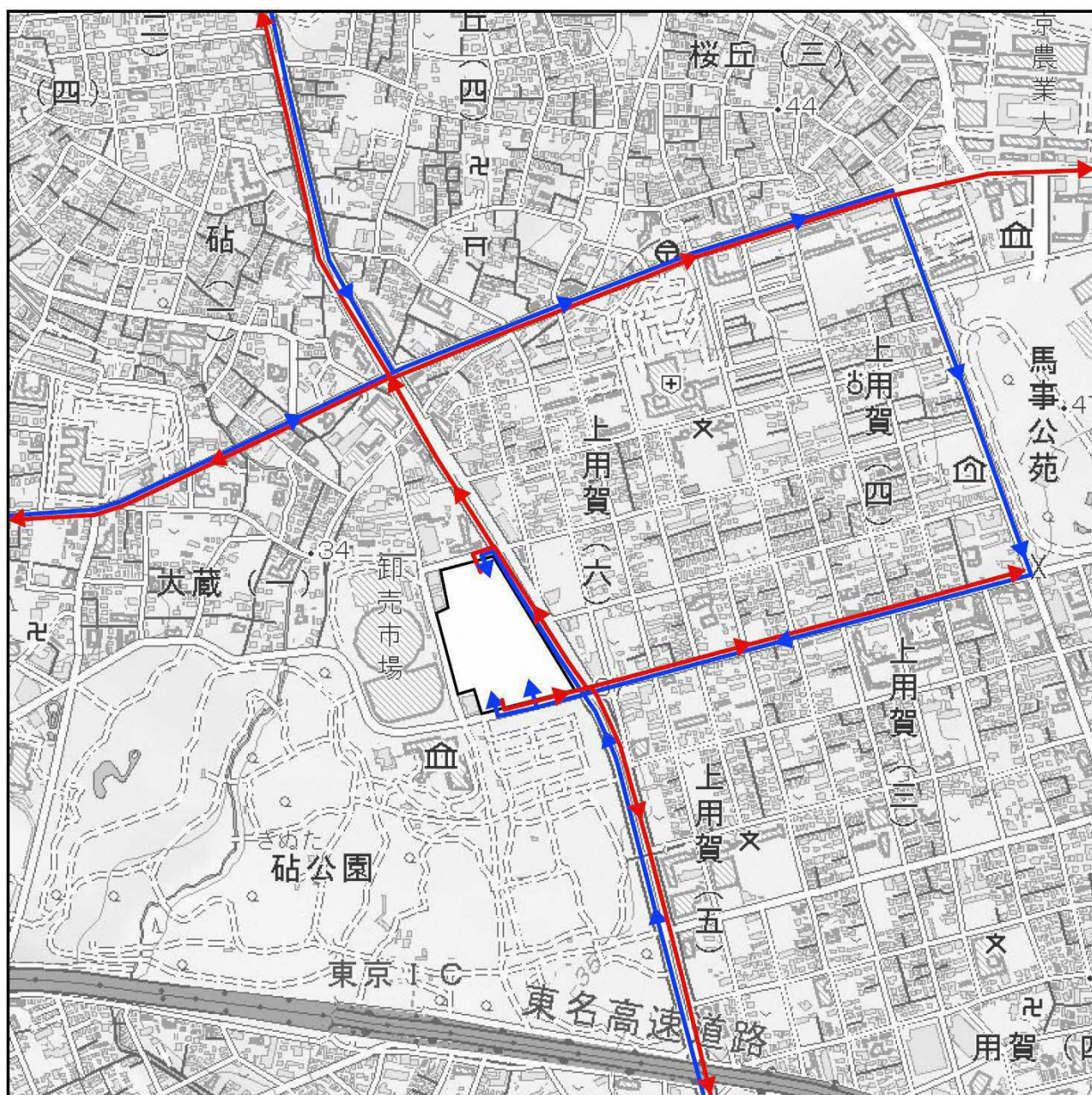
主要工程	主な作業	主な建設機械											
		ラフテレーンクレーン	クローラークレーン	ローラー	アスファルトフィニッシャー	バックホウ	タワークレーン	油圧式破碎機	ジャイアントブレイカー	多軸掘削機	杭打機	コンクリートポンプ車	クラムシエル
準備工事	工事用仮囲い設置 仮設電源設置	○	○										
解体工事・ 土工事	焼却炉設備解体 建築物解体 煙突解体 山留め（SMW 等） 地下解体 掘削	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
く体・ プラント工事	コンクリート打設 組立・建込・据付	○	○			○	○				○	○	
外構工事	構内道路工事 植栽工事	○	○	○	○	○						○	

(2) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図3.3-4に示すとおりである。

工事期間中の工事用車両台数は、ピーク日における工事用車両台数は片道337台（大型314台、小型23台）である。

なお、工事用車両については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「東京都環境確保条例」という。）ほか、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。



凡 例

□ : 計画地

→ : 工事用車両 入車方向

→ : 工事用車両 出車方向

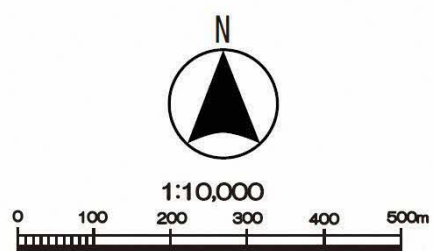


図 3.3-4 工事用車両の主な走行ルート

3.3.2 供用の計画

3.3.2.1 ごみ収集車両等計画

(1) 運搬計画

ア ごみ等の運搬

世田谷区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する。

主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場へ運搬し埋立処分する。また、主灰及び飛灰処理汚泥については、民間のセメント工場等へ搬出し、資源化する。

イ 搬出入日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までの5時から17時までとする。

ウ 走行ルート

ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルートについては、現状と同様とし、図3.3-5に示すとおりである。

エ ごみ収集車両等台数

工事完了後におけるごみ収集車両等の台数は、定格処理能力である600トン/日稼働の時^{注)}、ごみ収集車両708台/日、灰等運搬車両12台/日、合計720台/日と計画する。

オ 時間帯別計画台数

将来のごみ収集車両、灰等運搬車両の時間帯別計画台数は、表3.3-3に示すとおりである。

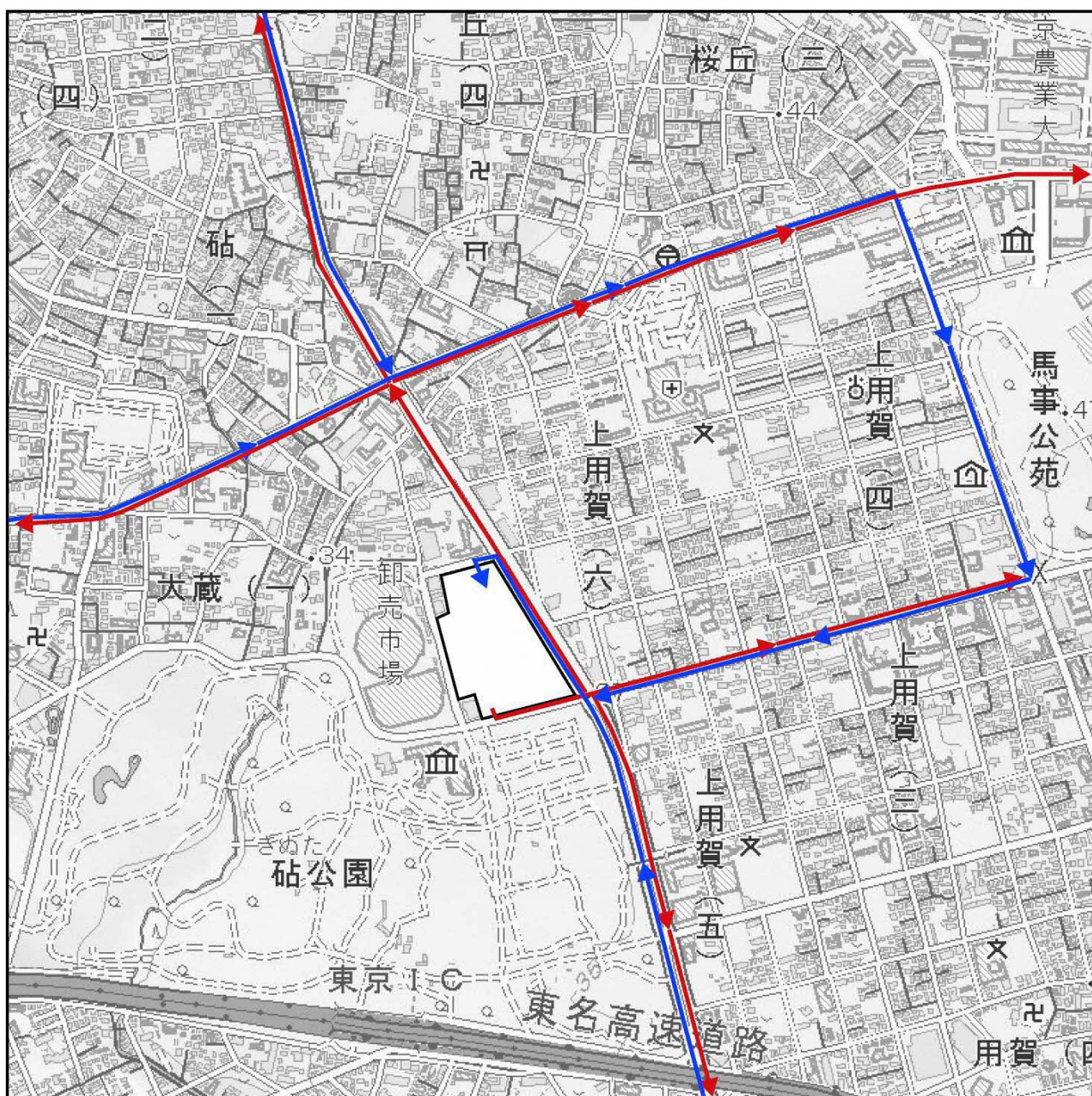
表 3.3-3 時間帯別計画台数

単位：台

時間帯 \ 車両	ごみ収集車両 (搬入)	灰等運搬車両 (搬出)	合計
5:00～6:00	8	0	8
6:00～7:00	4	0	4
7:00～8:00	8	0	8
8:00～9:00	94	2	96
9:00～10:00	134	4	138
10:00～11:00	117	0	117
11:00～12:00	83	0	83
12:00～13:00	49	0	49
13:00～14:00	113	6	119
14:00～15:00	80	0	80
15:00～16:00	18	0	18
16:00～17:00	0	0	0
合計	708	12	720

注) 時間帯別計画台数は既存施設の実績により^{あんぶん}按分した。

注) 一週間の焼却量を6日で搬入するため、1日あたり700トン搬入する条件で台数を算出した。



凡 例

□ : 計画地

→ : ごみ収集車両・灰等運搬車両 入車方向

→ : ごみ収集車両・灰等運搬車両 出車方向

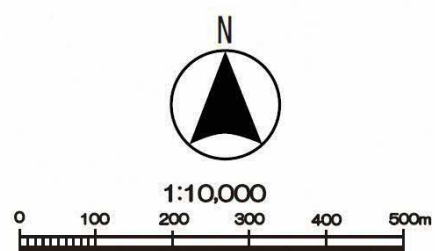


図 3.3-5 ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルート

(2) ごみ収集車両等の構造

ごみ収集車両等の外観は、代表として図3.3-6及び図3.3-7に示すとおりである。

ごみ収集車両は、図3.3-6のように汚水が漏れない密閉構造になっている。また、灰等の運搬車両は、図3.3-7のように天蓋付きとし、灰等が飛散しない構造とする。



図 3.3-6 ごみ収集車両の外観（小型プレス車 4 m³）



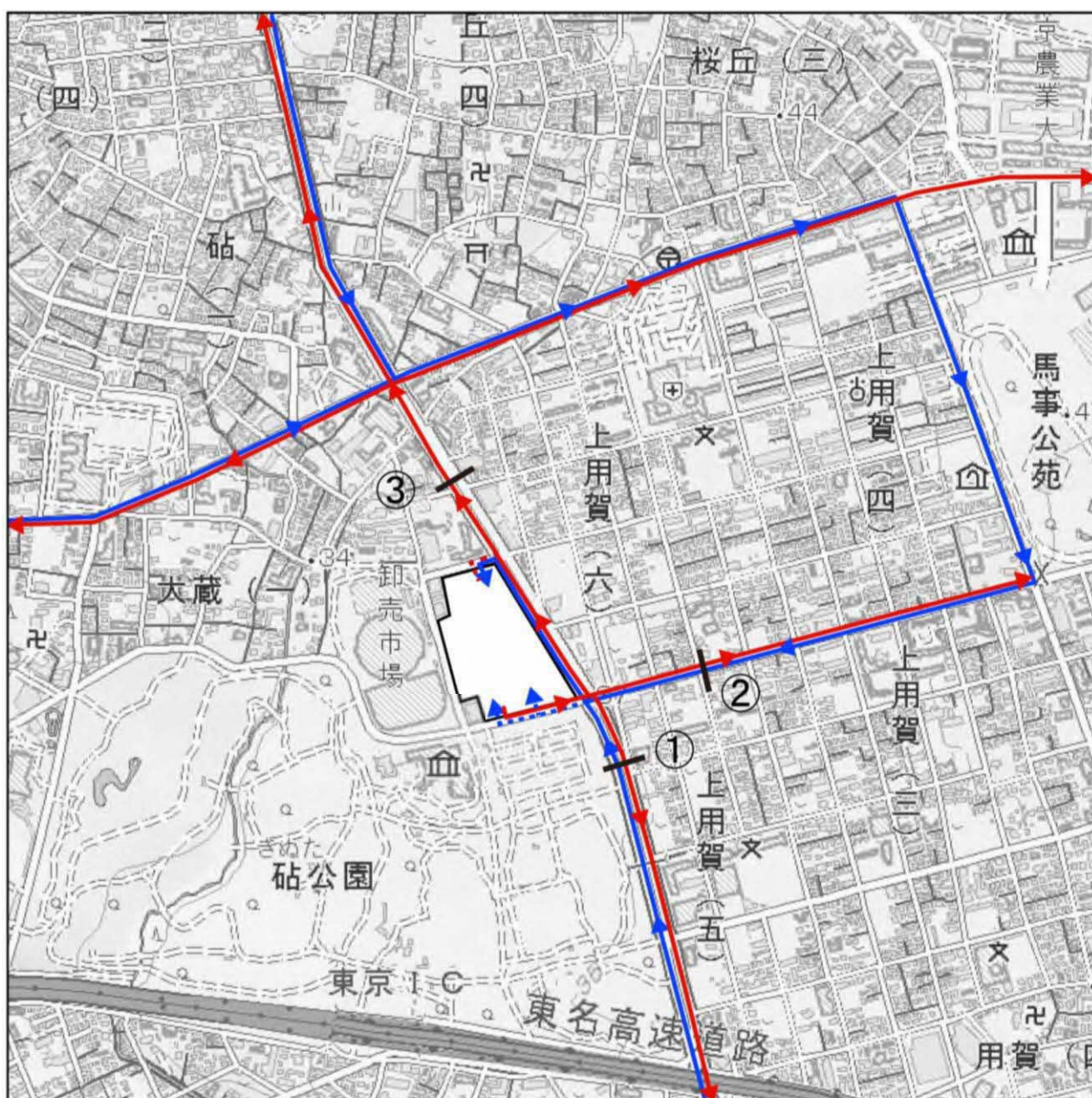
図 3.3-7 灰等運搬車両の外観（大型ダンプ車天蓋付 10m³）

(3) 計画地周辺道路の将来交通量

ア 現況交通量及び走行速度

主な走行ルートとして使用されている道路の現況交通量及び走行速度を調査した。現況交通量及び走行速度の調査地点は図3.3-8に示す3地点とし、調査は令和5年11月15日(水)午前7時から16日(木)午前7時までの24時間連続して行った。

現況交通量の調査結果は、表3.3-4に示すとおりである。



凡 例

□ : 計画地

— : 交通量調査地点
(各地点双方向を調査する)

→ : 工事用車両・ごみ収集車両等入車方向

→ : 工事用車両入車方向

→ : 工事用車両・ごみ収集車両等出車方向

→ : 工事用車両出車方向



1:10,000

0 100 200 300 400 500 m

図 3.3-8 交通量調査地点

表 3.3-4 交通量現地調査結果

単位：台/日

調査地点		車種		入車方向	出車方向	断面合計
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	大型車	一般車両	5,666	5,261	10,927
			ごみ収集車両等	89	48	137
		小型車	一般車両	27,075	24,124	51,199
			ごみ収集車両	138	108	246
		合 計		32,968	29,541	62,509
		ごみ収集車両等割合(%)		0.7	0.5	0.6
		大型車混入率(%)		17.5	18.0	17.7
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	大型車	一般車両	289	313	602
			ごみ収集車両等	2	1	3
		小型車	一般車両	2,800	3,245	6,045
			ごみ収集車両	148	239	387
		合 計		3,239	3,798	7,037
		ごみ収集車両等割合(%)		4.6	6.3	5.5
		大型車混入率(%)		9.0	8.3	8.6
③	大蔵一丁目住宅前	大型車	一般車両	4,487	4,632	9,119
			ごみ収集車両等	0	3	3
		小型車	一般車両	23,522	25,942	49,464
			ごみ収集車両	30	28	58
		合 計		28,039	30,605	58,644
		ごみ収集車両等割合(%)		0.1	0.1	0.1
		大型車混入率(%)		16.0	15.1	15.6

注 1) 調査は令和 5 年 11 月 15 日(水)午前 7 時から 16 日(木)午前 7 時まで実施した。

注 2) 入車方向は、計画地に向かう方向、出車方向は計画地から離れる方向を示す。

注 3) 大型車：普通貨物車（トラック、大型特殊、建設機械）、大型ごみ収集車、灰等運搬車、バス 小型車：乗用車、小型貨物車、小型ごみ収集車

注 4) 現地調査結果において「一般車両」は、「ごみ収集車両等」以外の車両（一般の車両とその他のごみ収集車両を合わせたもの）とした。

注 5) ごみ収集車両等割合は、一般車両も含めた合計交通量に対するごみ収集車両等の大型・小型の和の割合である。

注 6) 大型車混入率は、一般車両も含めた合計交通量に対する大型車の一般車両・ごみ収集車両等の和の割合である。

イ 将来交通量

将来交通量は、一般車両交通量、工事用車両及びごみ収集車両等の交通量について推計した。また、将来交通量の推計地点は現況交通量調査地点と同様とした。

将来交通量の推計結果は、表3.3-5に示すとおりである。

「全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省）における平成17年度～令和3年度の調査結果によると、計画地周辺の幹線道路における交通量の伸びは、地点によって増減に差はあるものの、地域全体としてみればほぼ横ばいの傾向にあることから、工事の施行中及び工事の完了後においても交通量の伸びはないものとし、現況交通量（世田谷清掃工場関連を除く）を将来一般交通量とした。

表 3.3-5 将来交通量の推計

単位：台/日

推計地点		車種		断面交通量	
				工事の施行中	工事の完了後
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	大型車	一般車両	10,927	10,927
			ごみ収集車両等	0	629
			工事用車両	628	0
		小型車	一般車両	51,199	51,199
			ごみ収集車両	0	0
			工事用車両	46	0
		合 計		62,800	62,755
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	大型車	一般車両	602	602
			ごみ収集車両等	0	720
			工事用車両	628	0
		小型車	一般車両	6,045	6,045
			ごみ収集車両	0	0
			工事用車両	46	0
		合 計		7,321	7,363
③	大蔵一丁目住宅前	大型車	一般車両	9,119	9,119
			ごみ収集車両等	0	91
			工事用車両	314	0
		小型車	一般車両	49,464	49,464
			ごみ収集車両	0	0
			工事用車両	23	0
		合 計		58,920	58,674

注1) 「一般車両」は、「ごみ収集車両等」以外の車両とした。

注2) 「ごみ収集車両等」は、世田谷清掃工場に搬出入するごみ収集車両及び灰等運搬車両とした。なお、ごみ収集車両及び灰等運搬車両は全台大型車と想定した。

注3) 各推計地点の「ごみ収集車両等」の台数は、計画台数（表3.3-3参照）を交通量現地調査結果におけるごみ収集車両台数で按分した値である。

注4) 「工事用車両」は、計画台数の全てが各地点を走行する想定とした。

3.3.2.2 施設の監視制御

工事完了後の施設では、プラントの運転に必要な情報を収集・管理し、施設の監視制御を24時間連続で行う。主な監視制御内容は、以下のとおりである。

- ① 焼却炉では、ごみ供給量及び各箇所の燃焼空気量等を調整することによって、燃焼温度や一酸化炭素濃度等を適正に保ち、ごみの安定的な燃焼を行う。
- ② ろ過式集じん器への薬剤の吹き込み量等を制御し、排ガス中のばいじん、塩化水素、水銀及び硫黄酸化物を除去することにより、清掃一組の自己規制値を遵守する。
- ③ 污水处理設備の pH 値をモニタリングし、pH 調整用薬剤や凝集剤等の添加量を調整することによって排水中の重金属等を除去し、下水排除基準を遵守する。

3.3.2.3 ダイオキシン類対策

(1) 焼却処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、燃焼室中の燃焼ガス温度を800℃以上に保ち、2秒以上滞留することでダイオキシン類の発生を抑制する。

(2) 排ガス処理

ろ過式集じん器（バグフィルタ）入口の排ガス温度を、200℃以下に急冷することにより、排ガス中のダイオキシン類の再合成を防止する。

また、ろ過式集じん器（バグフィルタ）で活性炭に吸着させ、それらを捕集することにより、ダイオキシン類を除去する。更に、触媒反応塔では触媒反応によりダイオキシン類を分解除去することで、煙突でのダイオキシン類濃度を「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める排出基準値（0.1ng-TEQ/m³N^{注1)}）以下にする。

(3) 污水対策

污水处理設備では、凝集沈殿及びろ過処理を行うことにより、排水中の重金属類及び粒子状物質を除去する。ダイオキシン類は、水にほとんど溶けず、粒子状物質に付着しているため、この過程で排水中からほぼ除去される。最終的に排水中のダイオキシン類濃度を「下水排除基準」に定める排除基準値（10pg-TEQ/L^{注2)}）以下とし、公共下水道へ放流する。

また、污水处理過程で発生する脱水汚泥は、最終処分場へ運搬し、埋立処分する。

注1) TEQ とは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに毒性等価換算したものである。また、1 ng（ナノグラム）は 10 億分の 1 g である。

注2) 1 pg（ピコグラム）は 1 兆分の 1 g である。

3.3.2.4 廃棄物の処分

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥がある。

これらの廃棄物は、最終処分場へ運搬し、埋立処分する。また、主灰及び飛灰処理汚泥については、民間のセメント工場等へ搬出し、セメント原料化及び徐冷スラグ化による資源化も行う。そのほか、焼成砂化等による資源化を推進することで、埋立処分量の更なる削減を図る。

なお、主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

4 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の件数は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	2
事業段階関係区長の意見	1
合計	3

4.1 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

都民からの主な意見及び事業者の見解の概要は、以下に示すとおりである。

4.1.1 水質汚濁

都民の意見	事業者の見解
・地下水は近年 PFAS、PFOS による地下水汚染が目され、都内でも井戸水が汚染されていたことが調査でわかっていたりしています。プラスチックの製造に PFAS 類が原材料の一つとして添加剤として使われているということも明らかになってきました。世田谷清掃工場では、2008 年からずっとプラスチックを混焼していることから、使っている水に PFAS 汚染がないだろうかと心配です。敷地内の井戸水なども PFAS 汚染の有無について調べるよう求めます。	PFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）に関しては、現在、地下水の水質汚濁に係る環境基準や排出基準はないため、本事業については調査の対象としていません。また、環境影響評価は環境影響評価条例に基づき実施しており、PFAS は評価対象になっていませんので、調査の対象としていません。 今後、地下水の水質汚濁に係る環境基準や土壌汚染対策法の特定有害物質に指定され、環境影響評価における評価対象に定められた際には適切に対応していきます。

4.1.2 土壌汚染

都民の意見	事業者の見解
・土壌汚染は、前回の建替では鉛が検出され土壌が入れ替えられた箇所があった。今回は東京都の環境確保条例の基準をクリアしたということだが、全国では水銀やカドミウム汚染など重金属類汚染が、現在も分析調査で確認されている地域もあり、EU で焼却炉の排ガス中の規制値がある 12 種類の重金属類は、きちんと調査することを求める。アンチモン、ヒ素、カドミウム、クロム、コバルト、銅、鉛、マンガン、ニッケル、タリウム、ヴァナジウム、水銀の 12 種類。	土壌汚染に関しては、表層土で、カドミウムや水銀等 10 種類の有害物質について調査を行い、地下水についても、カドミウム及びその化合物やダイオキシン類等 12 種類の有害物質について、国が定めた測定方法や基準に従って、土壌汚染調査を実施しています。

4.1.3 景観

都民の意見	事業者の見解
・現状より工事棟の高さは6メートル、バンカーの深さも6メートル近く深くなっている。工事棟の面積も現状よりさらに広がっている。建て替えるたびに巨大化することは、周辺に与える圧迫感や不安感を恒常的に感じさせる影響があり、周辺緑も樹木による緑が少なくなる恐れが十分にあり、環境が悪くなる懸念がある。できる限りコンパクトにすることが必要であり、そのためにも、CO₂削減への取組も考え合わせると、今後可燃ごみが増えることは考えられないため、計画の焼却能力は見直し、縮小することが最良ではないか、見直しを求める。	工場棟の色彩や形状に当たっては、世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで周辺に与える圧迫感の低減を図ります。 緑化面積については、地上部で約 10,393m²を計画しており、区が定める緑化基準以上を確保する計画です。 焼却能力について、1人当たりのごみの排出量は減少の傾向になっています。しかしながら、東京都の人口予測では、令和17年度まで人口は増えていく見込みとなっているため、ごみの排出量としてはほぼ横ばいで推移すると考えています。 このような状況の中で、平成初頭に集中して建設された多くの清掃工場が耐用年数を迎え、建替えなどの施設整備が続きます。世田谷清掃工場については、23区共同処理の中で将来の安定的な全量焼却体制を確保するため、600t/日の処理能力が必要となります。

4.1.4 温室効果ガス

都民の意見	事業者の見解
・処理能力 600 トンは現状の 300 トンの 2 倍であり、稼働時の CO₂ 排出量も 2 倍となる。完成予定は R14 年度で 2030 年以降となり、CO₂ 削減に日本を含めた世界各国が取り組む中、CO₂ を現状の 2 倍にするような規模は環境影響を考えた場合、許されず見直すべきと考える。	平成初頭に集中して建設された多くの清掃工場が耐用年数を迎え、建替えなどの施設整備が続きます。世田谷清掃工場については、23区共同処理の中で将来の安定的な全量焼却体制を確保するため、600t/日の処理能力が必要となります。 一方で、温室効果ガスの削減は喫緊の課題となります。本事業においても、高効率発電設備の導入や熱エネルギーの回収設備の導入及び太陽光発電設備の設置を通じ CO₂ 排出削減に取り組んでいきます。

4.1.5 その他

(1) 事業計画

都民の意見	事業者の見解
・建築面積が、約1割増加している。建屋はできるだけコンパクトにし、緑地を増やすべきだと考える。災害時の避難場所、あるいは災害廃棄物の一時置き場として活用できるようにするべき。	緑化面積については、地上部で約10,393m²を計画しており、区が定める緑化基準以上を確保する計画です。 東京都と締結した「災害時における施設使用等に関する協定」により、大規模災害発生時に清掃工場は警察・消防・自衛隊等の救出救助機関や電気・ガス等のライフライン復旧の活動拠点となりますので、避難所の開設や災害廃棄物の一次仮置場としての活用は想定していません。
・図面から推察すると、清掃車の走路が建屋の中に入っているように見えるが、清掃車走路は敷地外からも見えるようにしてほしい。清掃車は、清掃事業の象徴であり、清掃車が動き回っている様子が見えることは、子供たちも喜ぶし、教育上も望ましいと考える。	清掃車の走路については、敷地の有効活用のため、建物の下を通過する造りを計画しております。 なお、計画施設は既存施設と同様に環境学習の場となる見学設備を持つ施設とし、清掃事業の啓発活動を行っていきます。
・「一般廃棄物処理基本計画(令和3年2月改定)」(以下「一廃計画」)以前、H22年度H27年度の「一廃計画」では、世田谷清掃工場の建替は、竣工から30年以上は使い続けるように示されている。なぜ、突然建替計画が前倒しになったのか、明確な理由が示されていない。建替を前倒しした根本的な理由を追加すべき。きちんと理由を明らかにしないことは不誠実であり信頼できない最大の原因である。	一廃計画(令和3年2月改定)において、世田谷清掃工場については、焼却炉室内の作業環境悪化に伴い、ガス化溶融炉の耐用年数、整備手法などを検討した結果、20年程度稼働し、その後に建替えを行う整備手法が優位となったため、令和8年度から建て替えることとしました。 本計画の改定に際しては、素案の公表及びパブリックコメントを実施することで、皆様のご意見の募集に努めています。
・事業計画は、竣工以降策定されてきたH22年度H27年度の「一廃計画」では、世田谷清掃工場の建替は、竣工から25～30年以上は使い続けるように示されてきた。R3度の改定で、突然、しゅん工から当初計画の約半分の期間しか経っていない16年経過した時点での建替計画となった。前倒しになった本質的な理由が示されていないことは、区民に対して不誠実であり今後も信用できない大きな要因となる。	
・ごみ焼却による発電とあるが、発電効率を明記するよう求める。また余熱は近隣の余熱利用施設に供給するとあるが、東京エコサービスへの売電との関係はどのようになっているのか明記せよ。また、売電するのであれば、世田谷清掃工場の売電収入は、世田谷区に還元されるのか？どのような仕組みになっているのか区民にわかるように明記せよ。	計画施設の発電効率に関しては、環境省が実施する循環型社会形成推進交付金の交付要件である23%以上を計画しております。この発電効率については、環境影響評価書の中で明記します。 余熱に関しては、清掃一組と世田谷区の協定に基づき、世田谷美術館に無償で直接供給しておりますが、建替後は改めて区との協議になります。 余剰電力に関しては、清掃一組所有の他の清掃工場へ送電する自己託送に活用するとともに、残りを電気事業者へ売却しています。 売電収入は清掃一組の収入になりますが、区に対しては分担金の削減として還元されます。

(2) 解体工事

都民の意見	事業者の見解
・当該工場は、ガス化熔融炉の接続部パッキング等様々な部位から、ダイオキシンが炉室内にまで漏れ出し、長期にわたり停止した経過がある（東京二十三区清掃一部事務組合世田谷清掃工場対策検討委員会報告書 平成 28 年 7 月） 対策は講じたものの、完全に漏出を防止することができず、炉室内へのダイオキシンの漏れ出しを防止するために炉本体をアクリル板で囲い込んで密閉して運転している。 炉室内の、壁面や、設備、配管の表面、アクリル板もダイオキシンで汚染されていると思われる。 煙突についてのダイオキシン対策は評価書に記載されているが、建屋そのものについての対策が記載されていない。通常の焼却炉で、炉室内がダイオキシン汚染されることは、ありえないことであり、この世田谷工場については、異常事態を勘案した慎重な解体作業が必要とされる。詳細な記述を求めたい。	ご指摘のダイオキシン類の漏れ出しについては、機器の囲い込み及び吸引ダクトの新設等の対策を行い、炉室へのダイオキシン類の漏れ出しを防ぎ、炉室内の作業環境が改善したことで本対策は完了しています。また、対策の内容は対策検討委員会を立ち上げ検討したものとなっており、東京二十三区清掃一部事務組合世田谷清掃工場対策検討委員会報告書として取りまとめています。報告書の内容に関しては、周辺住民を対象とした対策状況説明会を開催し、丁寧な説明に努めてまいります。 解体工事に際しては、関係法令のほか「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」、「廃棄物処理施設解体時の石綿飛散防止対策マニュアル」、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」等に基づき、解体前にアスベストの含有について事前調査を行いその結果を世田谷区及び労働基準監督署に報告するなど、適切に対応を行います。
・解体工事は、安全を確保するために、工場棟の建屋すべてを外側並びに天井付きの養生で覆い、汚染粉塵等が、敷地外にいつさい漏れないようにすることを解体工事の条件に明記すること。また内部で解体工事中に発生する空気の汚染除去処理に関しても、最良の方法で行い、作業員および周辺住民への健康被害がないように配慮することを明記せよ。	
・現工場棟は、炉室内でたびたび高濃度のダイオキシン漏れを指摘されてきたため、23 区の他の清掃工場より、解体工事の際は、ダイオキシン類等の汚染が漏れないよう行うこと。ダイオキシン漏れがあっても拡散しないよう炉室内の限られたスペースを強化アクリルガラスで覆い現在も稼働を続けているため、特に、この強化アクリルガラスの解体時の扱いとその覆われた内部の汚染には注意し、くれぐれも汚染が拡散しないよう万全の注意を持って解体工事を行うことを明記すべき。さらに、災害廃棄物を受け入れ処理した際にアスベストも排ガスから検出されたことが過去にあり、どこに危険な汚染物質が付着しているかわからないため十分な安全確保を怠らないよう求める。	

(3) 緑化

都民の意見	事業者の見解
・緑化は、現状以上に樹木を植えるスペースが増えるように建物規模を見直し、コンパクトにすることを求める。	緑化面積については、地上部で約 10,393m ² を計画しており、区が定める緑化基準以上を確保します。また、計画地の緑化に当たっては、計画地に存在する緑地帯は建替え工事による改変を行わずに保全するとともに、その他の緑地も工事施行上必要最低限の改変とする計画です。建替え後も既存の緑地帯等により、清掃工場の圧迫感を軽減させるように配慮します。

(4) その他

都民の意見	事業者の見解
・実際には、H20年のしゅん工当初から故障続いだった川崎重工のガス化溶融炉は、炉室内にある炉から高濃度のダイオキシン漏れを外部の調査で指摘され、H21～22年レベル2、H23年にはレベル3、そして再びH25年レベル2、H26年レベル3となり、この時には炉室1階及び地下1階まですべてがレベル3という高濃度ダイオキシン漏れだった。その時の清掃一組の説明では「炉室内にある炉に針出さしたような穴が空き、そこからダイオキシン類が炉室に漏れていた。 穴を見つけ塞いだが、また別の場所に穴が空き塞ぎ、さらに別の場所に穴が空き塞いだ。穴が空く原因がわからないため、炉に穴が空いてもダイオキシン類が拡散しないように穴が空きそうな部分を全て強化アクリルガラスで覆い、万一漏れてもガラスで覆った内部で吸引焼却炉に誘導し無害にして煙突から排出するようにした」というものだった。その後、清掃一組では「世田谷清掃工場対策検討委員会」をH27年9月に立上げH28年7月報告書を公表。 以来、強化アクリルガラスで炉室内の炉やダクトは覆われ、稼働している。そしてなお現在も故障や不具合による休炉は世田谷清掃工場では頻繁に続いている。 このような稼働に不安定でダイオキシン漏れの原因も定かではない焼却炉を今後、数十年にわたって稼働させ続けることは危険と隣り合わせであり、建替を大幅に前倒しにする必要があったと推測できる。決して耐用年数だけの問題ではなく一般廃棄物処理にガス化溶融炉の導入は失敗だった。	ご指摘のダイオキシン類の漏れ出しについては、機器の囲い込み及び吸引ダクトの新設等の対策を行い、炉室へのダイオキシン類の漏れ出しを防ぎ、炉室内の作業環境が改善したことで本対策は完了しています。また、対策の内容は対策検討委員会を立ち上げ検討したものとなっており、東京二十三区清掃一部事務組合世田谷清掃工場対策検討委員会報告書として取りまとめています。報告書の内容に関しては、周辺住民を対象とした対策状況説明会を開催し、丁寧な説明に努めてまいりました。

都民の意見	事業者の見解
・炉室内からの高濃度ダイオキシン漏れがあったこと、対応策として強化アクリルガラスで覆っていることなど、R 3 年の説明会から環境影響評価諸案の説明まで、清掃一組が正直に誠実に説明したことは一度もありません。当時を知っている私が説明会で意見をした時に、高濃度ダイオキシン漏れがあったことや強化アクリルガラスで覆っている話をしたことがあります。清掃一組のHPに後日公開された説明会でのQ & Aの記事には、私の話したことの内容、はいっさい書かれていませんでした。このような、これまでの不誠実な清掃一組の対応は、今後、改めてもらえなければ、区民の意見など無視して自分たちの都合だけで進められそうで怖く不安が募ります。清掃一組の基本コンセプトは言葉だけで実質がともなっていないと感じる。 ・世田谷清掃工場建替協議会のメンバーに現在、地域町内会自治会、PTA の方々のみが入っているが、世田谷清掃工場建替に関心がある区民団体も協議会メンバーとして参加できるように求める。23 区の他の区にある清掃工場の建替協議会では、実際にいくつかの市民団体のメンバーが協議会に参加し、協定書等にも名前を連ねていることを確認している。世田谷区民も同じように参加する権利があることは明白である。	ご指摘のダイオキシン類の漏れ出しについては、機器の囲い込み及び吸引ダクトの新設等の対策を行い、炉室へのダイオキシン類の漏れ出しを防ぎ、炉室内の作業環境が改善したことで本対策は完了しています。また、対策の内容は対策検討委員会を立ち上げ検討したものとなっており、東京二十三区清掃一部事務組合世田谷清掃工場対策検討委員会報告書として取りまとめています。報告書の内容に関しては、周辺住民を対象とした対策状況説明会を開催し、丁寧な説明に努めてまいりました。 世田谷清掃工場建替協議会については、公害の防止と周辺環境の調和を図ることを基本に、本事業の円滑な推進を図ることを目的に設置しています。この協議会は、清掃一組、世田谷区及び特に影響があると考えられる地域の住民代表の三者により構成しており、建替工事の状況を説明し、ご意見、ご質問等を伺う場としています。
・現在のガス化溶融炉導入のアセスメントでは、何人もの区民がガス化溶融炉の実績がないことに不安を抱き、安定稼働が確認されているストーカー炉の導入を求め続けましたが、当初機種選定の検討委員会は、東京都清掃局時代で東京都で行われ、ガス化溶融炉となりましたが、その後、23 区に清掃事業が移管され、23 区によって清掃一組が設立され、世田谷区議会にも当時の東京都の専門家を招き話を聞き、多くの区民がストーカー炉への変更を求める中、区は専門家の意見を聞き、ガス化溶融炉を導入した結果、区民が危惧した通りの状況となっている。 今回も、世田谷区は清掃一組の提案を鵜呑みにするだけで 600 トンという焼却処理能力 2 倍を容認していますが、区民は 600 トンという 2 倍の規模は必要ないと現状維持を求めている。地球沸騰化が年々顕著になってくる時代に CO₂ を現状より 2 倍も多く排出する焼却炉は必要ありません。必要なのはごみを出さない工夫であり、サーキュラーエコノミーに対応する処理。23 区民は、清掃工場を減らすことを願っている。	焼却能力について、1 人当たりのごみの排出量は減少の傾向になっています。しかしながら、東京都の人口予測では、令和 17 年度まで人口は増えていく見込みとなっているため、ごみの排出量としてはほぼ横ばいで推移すると考えています。 このような状況の中で、平成初頭に集中して建設された多くの清掃工場が耐用年数を迎え、建替えなどの施設整備が続きます。世田谷清掃工場については、23 区共同処理の中で将来の安定的な全量焼却体制を確保するため、600 t / 日の処理能力が必要となります。

4.2 事業段階関係区長からの主な意見及び事業者の見解の概要

事業段階関係区長である世田谷区長からの意見及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

4.2.1 世田谷区長からの主な意見及び事業者の見解の概要

世田谷区長の意見	事業者の見解
1 大気汚染 (1) 事業実施にあたっては、建設機械・工事車両等による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等の影響を最小限に抑えるため、環境影響評価書案に示された環境保全の措置を確実に実施すること。	環境影響評価書案で示した大気汚染の環境保全のための措置については、排出ガス対策型建設機械を使用するなど、必要な措置を確実に実施します。
(2) アスベストについては、関係法令等に基づき事前調査を実施すること。また、解体工事中に新たなアスベストが確認された際には、速やかに区へ情報提供し、関連法令に基づき適正に除去及び処分を実施すること。	アスベストについては、関係法令のほか「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」等に基づき、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ配慮し適切に行います。 また、新たなアスベストが確認された際には、速やかに世田谷区へ情報提供し、関係法令に基づき適正に除去及び処分を実施します。
(3) 解体工事中におけるダイオキシン類については、関係法令等に基づき必要な措置を講じ、飛散防止対策を徹底すること。また、敷地境界において、ダイオキシン類の測定を行うとしているが、加えて測定結果を区民が分かるよう速やかに公表すること。	焼却炉設備等の解体工事に当たっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に行います。 また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状態を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施します。測定結果については速やかに公表します。
2 騒音・振動 (1) 工事施工中において、建設機械の稼働による騒音及び振動については、評価結果において基準値は下回るとしているが、南側は都立砧公園が位置し、北側には住宅が多く存在していることから、低騒音型・低振動型の建設機械や工法を確実に採用し、一層の騒音・振動の低減を図ること。	工事施工中の建設機械の稼働による騒音及び振動については、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械や工法を採用するほか、既存建築物及び煙突外筒の解体に当たっては、ワイヤーソー等静的工法を可能な限り採用して低減を図ります。 また、工事は、周辺に騒音・振動の著しい影響を及ぼさないように、工事工程を計画し、早朝、夜間及び日曜、祝日の作業は原則として行いません。さらに、建設機械類の配置については、1か所で集中稼働することのないように、作業計画を検討します。

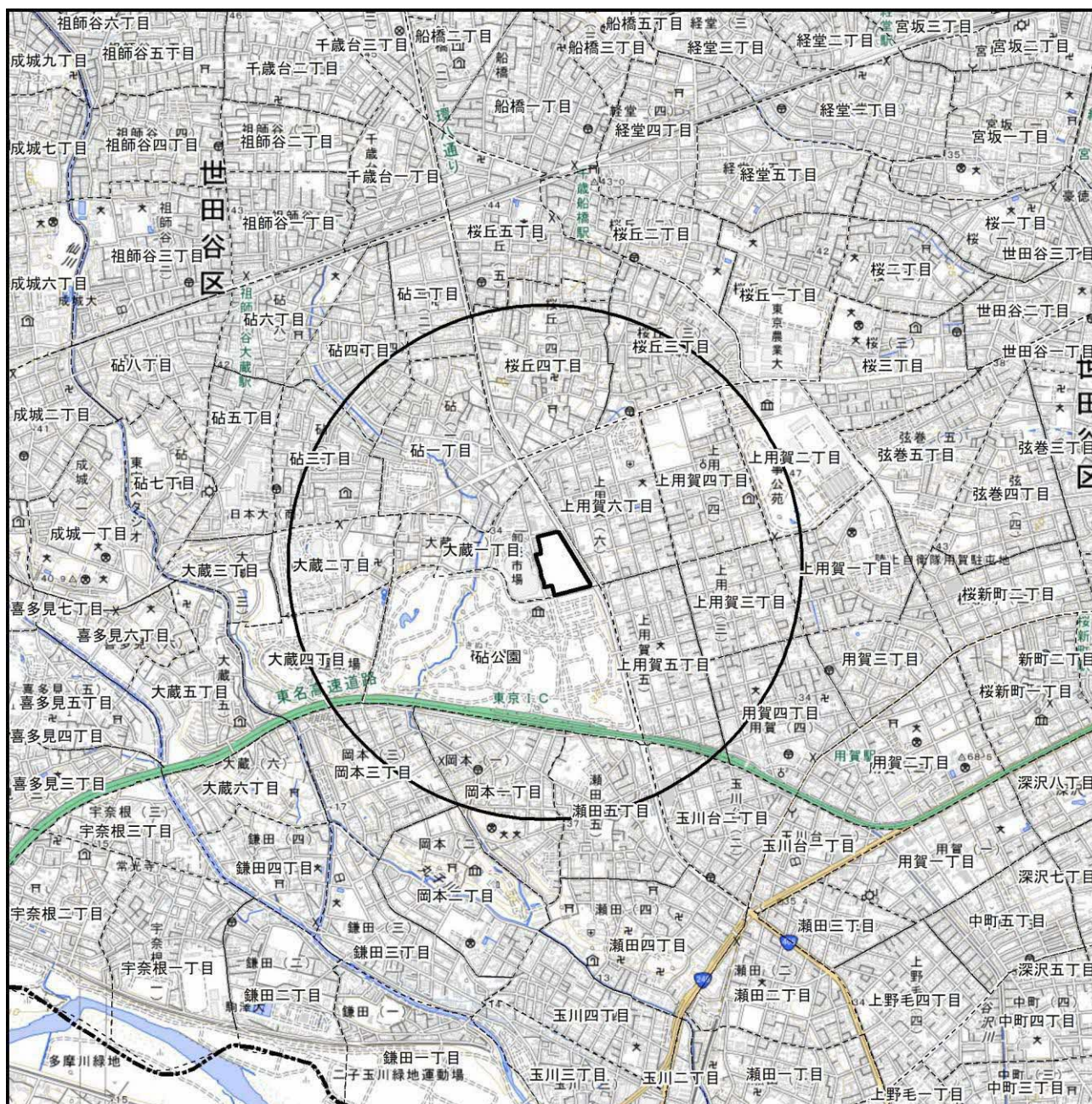
世田谷区長の意見	事業者の見解
(2) 工事施工中の工事車両及び施設稼働後のごみ収集車両等の走行の影響による騒音については、現状で環境基準を超えている地点があることに鑑み、建替に伴う影響を最小限とするよう一層の騒音の低減を図ること。	工事用車両の出入りについては、車両の走行ルート の限定、安全走行等により、騒音・振動の低減に努めます。また、特殊な車両となる場合以外、早朝、夜間及び日曜、祝日の出入りは原則として行いません。さらに、工事用車両の走行については、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底します。 ごみ収集車両等の運行についても、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底し、周辺環境に配慮するよう、速度厳守などの注意喚起に努めます。
3 土壌汚染 土壌汚染については、現況調査を実施できなかった既存施設が存在する範囲及び、除却や土地の改変が伴う場合において、関係法令に従い土壌汚染調査を確実に実施すること。また、汚染が判明した場合は、速やかに区へ報告を行うとともに、関係法令等に則り適切に処理すること。	土壌汚染については、「土壌汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、現況調査を実施できなかった範囲においても、除却や土地の改変に先立ち土壌汚染状況調査等を実施します。 土壌の汚染が判明した場合は、速やかに世田谷区へ報告するとともに、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じます。
4 その他 環境影響評価の手続きを進めるにあたっては、関係する情報を適時・適切に地域住民へ情報提供するとともに、丁寧な説明に努め、十分な理解が得られるように努めること。	評価書や事後調査報告書などにより、関係する情報を適時・適切に公表します。また、公表に当たっては、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を掲載するなど、丁寧かつ分かりやすい表現に努めます。

5 事業段階関係地域

東京都環境影響評価条例第49条第1項の規定により知事が定めた事業段階関係地域は、表5-1に示すとおりである。また、その範囲は図5-1に示すとおりである。

表 5-1 事業段階関係地域

特別区及び 市町村の名称	町名
東京都世田谷区	桜丘三丁目の一部、桜丘四丁目の一部、上用賀一丁目の一部、 上用賀二丁目の一部、上用賀三丁目の一部、上用賀四丁目、 上用賀五丁目の一部、上用賀六丁目、上用賀四丁目の一部、 玉川台二丁目の一部、瀬田五丁目の一部、岡本一丁目の一部、 岡本三丁目の一部、大蔵一丁目、大蔵二丁目の一部、大蔵四丁目の一部、 砧一丁目、砧二丁目の一部、砧三丁目の一部、砧四丁目の一部、 砧公園



凡 例

- :計画地
- :都県界
- :町丁界
- :環境に影響を及ぼすと予想される地域
(半径1km)



1:25,000



図 5-1 事業段階関係地域

6 評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の件数は、表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	2
事業段階関係区長の意見	1
合計	3

6.1 都民の意見書の内容及び事業者の見解

都民の意見書の内容及びの事業者の見解は、以下に示すとおりである。

6.1.1 水質汚濁

都民の意見	事業者の見解
・地下水は近年 PFAS、PFOS による地下水汚染が注目され、都内でも井戸水が汚染されていたことが調査でわかっていたりしています。プラスチックの製造に PFAS 類が原材料の一つとして添加剤として使われているということも明らかになってきました。世田谷清掃工場では、2008 年からずっとプラスチックを混焼していることから、使っている水に PFAS 汚染がないだろうかと心配です。敷地内の井戸水なども PFAS 汚染の有無について調べるよう求めます。	PFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）に関しては、現在、地下水の水質汚濁に係る環境基準や排出基準はないため、本事業については調査の対象としていません。また、環境影響評価は環境影響評価条例に基づき実施しており、PFAS は評価対象になっていませんので、調査の対象としていません。 今後、地下水の水質汚濁に係る環境基準や土壌汚染対策法の特定期間有害物質に指定され、環境影響評価における評価対象に定められた際には適切に対応していきます。

6.1.2 土壌汚染

都民の意見	事業者の見解
・土壌汚染は、前回の建替では鉛が検出され土壌が入れ替えられた箇所があった。今回は東京都の環境確保条例の基準をクリアしたということだが、全国では水銀やカドミウム汚染など重金属類汚染が、現在も分析調査で確認されている地域もあり、EU で焼却炉の排ガス中の規制値がある 12 種類の重金属類は、きちんと調査することを求める。アンチモン、ヒ素、カドミウム、クロム、コバルト、銅、鉛、マンガン、ニッケル、タリウム、ヴァナジウム、水銀の 12 種類。	土壌汚染に関しては、表層土で、カドミウムや水銀等 10 種類の有害物質について調査を行い、地下水についても、カドミウム及びその化合物やダイオキシン類等 12 種類の有害物質について、国が定めた測定方法や基準に従って、土壌汚染調査を実施しています。

6.1.3 景観

都民の意見	事業者の見解
・現状より工事棟の高さは6メートル、バンカーの深さも6メートル近く深くなっている。工事棟の面積も現状よりさらに広がっている。建て替えるたびに巨大化することは、周辺に与える圧迫感や不安感を恒常的に感じさせる影響があり、周辺緑も樹木による緑が少なくなる恐れが十分にあり、環境が悪くなる懸念がある。できる限りコンパクトにすることが必要であり、そのためにも、CO₂削減への取組も考え合わせると、今後可燃ごみが増えることは考えられないため、計画の焼却能力は見直し、縮小することが最良ではないか、見直しを求める。	工場棟の色彩や形状に当たっては、世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで周辺に与える圧迫感の低減を図ります。 緑化面積については、地上部で約 10,393m²を計画しており、区が定める緑化基準以上を確保する計画です。 焼却能力について、1人当たりのごみの排出量は減少の傾向になっています。しかしながら、東京都の人口予測では、令和17年度まで人口は増えていく見込みとなっているため、ごみの排出量としてはほぼ横ばいで推移すると考えています。 このような状況の中で、平成初頭に集中して建設された多くの清掃工場が耐用年数を迎え、建替えなどの施設整備が続きます。世田谷清掃工場については、23区共同処理の中で将来の安定的な全量焼却体制を確保するため、600t/日の処理能力が必要となります。

6.1.4 温室効果ガス

都民の意見	事業者の見解
・処理能力600トン は現状の300トンの2倍であり、稼働時のCO₂排出量も2倍となる。完成予定はR14年度で2030年以降となり、CO₂削減に日本を含めた世界各国が取り組む中、CO₂を現状の2倍にするような規模は環境影響を考えた場合、許されず見直すべきと考える。	平成初頭に集中して建設された多くの清掃工場が耐用年数を迎え、建替えなどの施設整備が続きます。世田谷清掃工場については、23区共同処理の中で将来の安定的な全量焼却体制を確保するため、600t/日の処理能力が必要となります。 一方で、温室効果ガスの削減は喫緊の課題となります。本事業においても、高効率発電設備の導入や熱エネルギーの回収設備の導入や太陽光発電設備の設置を通じCO₂排出削減に取り組んでいきます。

6.1.5 その他

(1) 事業計画

都民の意見	事業者の見解
・建築面積が、約1割増加している。建屋はできるだけコンパクトにし、緑地を増やすべきだと考える。災害時の避難場所、あるいは災害廃棄物の一時置き場として活用できるようにするべき。	緑化面積については、地上部で約10,393m²を計画しており、区が定める緑化基準以上を確保する計画です。 東京都と締結した「災害時における施設使用等に関する協定」により、大規模災害発生時に清掃工場は警察・消防・自衛隊等の救出救助機関や電気・ガス等のライフライン復旧の活動拠点となりますので、避難所の開設や災害廃棄物の一次仮置場としての活用は想定していません。
・図面から推察すると、清掃車の走路が建屋の中に入っているように見えるが、清掃車走路は敷地外からも見えるようにしてほしい。清掃車は、清掃事業の象徴であり、清掃車が動き回っている様子が見えることは、子供たちも喜ぶし、教育上も望ましいと考える。	清掃車の走路については、敷地の有効活用のため、建物の下を通過する造りを計画しております。 なお、計画施設は既存施設と同様に環境学習の場となる見学設備を持つ施設とし、清掃事業の啓発活動を行っていきます。
・「一般廃棄物処理基本計画(令和3年2月改定)」(以下「一廃計画」)以前、H22年度H27年度の「一廃計画」では、世田谷清掃工場の建替は、竣工から30年以上は使い続けるように示されている。なぜ、突然建替計画が前倒しになったのか、明確な理由が示されていない。建替を前倒しした根本的な理由を追加すべき。きちんと理由を明らかにしないことは不誠実であり信頼できない最大の原因である。	一廃計画(令和3年2月改定)において、世田谷清掃工場については、焼却炉室内の作業環境悪化に伴い、ガス化熔融炉の耐用年数、整備手法などを検討した結果、20年程度稼働し、その後に建替えを行う整備手法が優位となったため、令和8年度から建て替えることとしました。 本計画の改定に際しては、素案の公表及びパブリックコメントを実施することで、皆様のご意見の募集に努めています。
・事業計画は、竣工以降策定されてきたH22年度H27年度の「一廃計画」では、世田谷清掃工場の建替は、竣工から25～30年以上は使い続けるように示されてきた。R3度の改定で、突然、しゅん工から当初計画の約半分の期間しか経っていない16年経過した時点での建替計画となった。前倒しになった本質的な理由が示されていないことは、区民に対して不誠実であり今後も信用できない大きな要因となる。	
・ごみ焼却による発電とあるが、発電効率を明記するよう求める。また余熱は近隣の余熱利用施設に供給するとあるが、東京エコサービスへの売電との関係はどのようになっているのか明記せよ。また、売電するのであれば、世田谷清掃工場の売電収入は、世田谷区に還元されるのか？どのような仕組みになっているのか区民にわかるように明記せよ。	計画施設の発電効率に関しては、環境省が実施する循環型社会形成推進交付金の交付要件である23%以上を計画しております。この発電効率については、環境影響評価書の中で明記します。 余熱に関しては、清掃一組と世田谷区の協定に基づき、世田谷美術館に無償で直接供給しておりますが、建替後は改めて区との協議になります。 余剰電力に関しては、清掃一組所有の他の清掃工場へ送電する自己託送に活用するとともに、残りを電気事業者へ売却しています。 売電収入は清掃一組の収入になりますが、区に対しては分担金の削減として還元されます。

(2) 解体工事

都民の意見	事業者の見解
・当該工場は、ガス化熔融炉の接続部パッキング等様々な部位から、ダイオキシンが炉室内にまで漏れ出し、長期にわたり停止した経過がある（東京二十三区清掃一部事務組合世田谷清掃工場対策検討委員会報告書 平成 28 年 7 月） 対策は講じたものの、完全に漏出を防止することができず、炉室内へのダイオキシンの漏れ出しを防止するために炉本体をアクリル板で囲い込んで密閉して運転している。 炉室内の、壁面や、設備、配管の表面、アクリル板もダイオキシンで汚染されていると思われる。 煙突についてのダイオキシン対策は評価書に記載されているが、建屋そのものについての対策が記載されていない。通常の焼却炉で、炉室内がダイオキシン汚染されることは、ありえないことであり、この世田谷工場については、異常事態を勘案した慎重な解体作業が必要とされる。詳細な記述を求めたい。	ご指摘のダイオキシン類の漏れ出しについては、機器の囲い込み及び吸引ダクトの新設等の対策を行い、炉室へのダイオキシン類の漏れ出しを防ぎ、炉室内の作業環境が改善したことで本対策は完了しています。また、対策の内容は対策検討委員会を立ち上げ検討したものとなっており、東京二十三区清掃一部事務組合世田谷清掃工場対策検討委員会報告書として取りまとめています。報告書の内容に関しては、周辺住民を対象とした対策状況説明会を開催し、丁寧な説明に努めてまいりました。 解体工事に際しては、関係法令のほか「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」、「廃棄物処理施設解体時の石綿飛散防止対策マニュアル」、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」等に基づき、解体前にアスベストの含有について事前調査を行いその結果を東京都に報告するなど、適切に対応を行います。
・解体工事は、安全を確保するために、工場棟の建屋すべてを外側並びに天井付きの養生で覆い、汚染粉塵等が、敷地外にいつさい漏れないようにすることを解体工事の条件に明記すること。また内部で解体工事中に発生する空気の汚染除去処理に関しても、最良の方法で行い、作業員および周辺住民への健康被害がないように配慮することを明記せよ。	
・現工場棟は、炉室内でたびたび高濃度のダイオキシン漏れを指摘されてきたため、23 区の他の清掃工場より、解体工事の際は、ダイオキシン類等の汚染が漏れないよう行うこと。ダイオキシン漏れがあっても拡散しないよう炉室内の限られたスペースを強化アクリルガラスで覆い現在も稼働を続けているため、特に、この強化アクリルガラスの解体時の扱いとその覆われた内部の汚染には注意し、くれぐれも汚染が拡散しないよう万全の注意を持って解体工事を行うことを明記すべき。さらに、災害廃棄物を受け入れ処理した際にアスベストも排ガスから検出されたことが過去にあり、どこに危険な汚染物質が付着しているかわからないため十分な安全確保を怠らないよう求める。	

(3) 緑化

都民の意見	事業者の見解
・緑化は、現状以上に樹木を植えるスペースが増えるように建物規模を見直し、コンパクトにすることを求める。	緑化面積については、地上部で約 10,393m ² を計画しており、区が定める緑化基準以上を確保します。また、計画地の緑化に当たっては、計画地に存在する緑地帯は建替え工事による改変を行わずに保全するとともに、その他の緑地も工事施行上必要最低限の改変とする計画です。建替え後も既存の緑地帯等により、清掃工場の圧迫感を軽減させるように配慮します。

(4) その他

都民の意見	事業者の見解
・実際には、H20年のしゅん工当初から故障続いだった川崎重工のガス化溶融炉は、炉室内にある炉から高濃度のダイオキシン漏れを外部の調査で指摘され、H21～22年レベル2、H23年にはレベル3、そして再びH25年レベル2、H26年レベル3となり、この時には炉室1階及び地下1階まですべてがレベル3という高濃度ダイオキシン漏れだった。その時の清掃一組の説明では「炉室内にある炉に針出さしたような穴が空き、そこからダイオキシン類が炉室に漏れていた。 穴を見つけ塞いだが、また別の場所に穴が空き塞ぎ、さらに別の場所に穴が空き塞いだ。穴が空く原因がわからないため、炉に穴が空いてもダイオキシン類が拡散しないように穴が空きそうな部分を全て強化アクリルガラスで覆い、万一漏れてもガラスで覆った内部で吸引焼却炉に誘導し無害にして煙突から排出するようにした」というものだった。その後、清掃一組では「世田谷清掃工場対策検討委員会」をH27年9月に立上げH28年7月報告書を公表。 以来、強化アクリルガラスで炉室内の炉やダクトは覆われ、稼働している。そしてなお現在も故障や不具合による休炉は世田谷清掃工場では頻繁に続いている。 このような稼働に不安定でダイオキシン漏れの原因も定かではない焼却炉を今後、数十年にわたって稼働させ続けることは危険と隣り合わせであり、建替を大幅に前倒しにする必要があったと推測できる。決して耐用年数だけの問題ではなく一般廃棄物処理にガス化溶融炉の導入は失敗だった。	ご指摘のダイオキシン類の漏れ出しについては、機器の囲い込み及び吸引ダクトの新設等の対策を行い、炉室へのダイオキシン類の漏れ出しを防ぎ、炉室内の作業環境が改善したことで本対策は完了しています。また、対策の内容は対策検討委員会を立ち上げ検討したものとなっており、東京二十三区清掃一部事務組合世田谷清掃工場対策検討委員会報告書として取りまとめています。報告書の内容に関しては、周辺住民を対象とした対策状況説明会を開催し、丁寧な説明に努めてまいりました。

都民の意見	事業者の見解
・炉室内からの高濃度ダイオキシン漏れがあったこと、対応策として強化アクリルガラスで覆っていることなど、R3年の説明会から環境影響評価諸案の説明まで、清掃一組が正直に誠実に説明したことは一度もありません。当時を知っている私が説明会で意見を述べた時に、高濃度ダイオキシン漏れがあったことや強化アクリルガラスで覆っている話をすることがありますが、清掃一組のHPに後日公開された説明会でのQ&Aの記事には、私の話したことの内容、はいっさい書かれていませんでした。このような、これまでの不誠実な清掃一組の対応は、今後、改めてもらえなければ、区民の意見など無視して自分たちの都合だけで進められそうで怖く不安が募ります。清掃一組の基本コンセプトは言葉だけで実質がともなっていないと感じる。 ・世田谷清掃工場建替協議会のメンバーに現在、地域町内会自治会、PTAの方々のみが入っているが、世田谷清掃工場建替に関心がある区民団体も協議会メンバーとして参加できるように求める。23区の他の区にある清掃工場の建替協議会では、実際にいくつかの市民団体のメンバーが協議会に参加し、協定書等にも名前を連ねていることを確認している。世田谷区民も同じように参加する権利があることは明白である。	ご指摘のダイオキシン類の漏れ出しについては、機器の囲い込み及び吸引ダクトの新設等の対策を行い、炉室へのダイオキシン類の漏れ出しを防ぎ、炉室内の作業環境が改善したことで本対策は完了しています。また、対策の内容は対策検討委員会を立ち上げ検討したものとなっており、東京二十三区清掃一部事務組合世田谷清掃工場対策検討委員会報告書として取りまとめています。報告書の内容に関しては、周辺住民を対象とした対策状況説明会を開催し、丁寧な説明に努めてまいりました。 世田谷清掃工場建替協議会については、公害の防止と周辺環境の調和を図ることを基本に、本事業の円滑な推進を図ることを目的に設置しています。この協議会は、清掃一組、世田谷区及び特に影響があると考えられる地域の住民代表の三者により構成しており、建替工事の状況を説明し、ご意見、ご質問等を伺う場としています。
・現在のガス化溶融炉導入のアセスメントでは、何人もの区民がガス化溶融炉の実績がないことに不安を抱き、安定稼働が確認されているストーカー炉の導入を求め続けましたが、当初機種選定の検討委員会は、東京都清掃局時代で東京都で行われ、ガス化溶融炉となりましたが、その後、23区に清掃事業が移管され、23区によって清掃一組が設立され、世田谷区議会にも当時の東京都の専門家を招き話を聞き、多くの区民がストーカー炉への変更を求める中、区は専門家の意見を聞き、ガス化溶融炉を導入した結果、区民が危惧した通りの状況となっている。 今回も、世田谷区は清掃一組の提案を鵜呑みにするだけで600トンという焼却処理能力2倍を容認していますが、区民は600トンという2倍の規模は必要ないと現状維持を求めている。地球沸騰化が年々顕著になってくる時代にCO₂を現状より2倍も多く排出する焼却炉は必要ありません。必要なのはごみを出さない工夫であり、サーキュラーエコノミーに対応する処理。23区民は、清掃工場を減らすことを願っている。	焼却能力について、1人当たりのごみの排出量は減少の傾向になっています。しかしながら、東京都の人口予測では、令和17年度まで人口は増えていく見込みとなっているため、ごみの排出量としてはほぼ横ばいで推移すると考えています。 このような状況の中で、平成初頭に集中して建設された多くの清掃工場が耐用年数を迎え、建替えなどの施設整備が続きます。世田谷清掃工場については、23区共同処理の中で将来の安定的な全量焼却体制を確保するため、600t/日の処理能力が必要となります。

6.2 事業段階関係区長からの意見の概要及び事業者の見解

事業段階関係区長である世田谷区長からの意見の概要及び事業者の見解は、以下に示すとおりである。

6.2.1 世田谷区長からの意見と事業者の見解

世田谷区長の意見	事業者の見解
1 大気汚染 (1) 事業実施にあたっては、建設機械・工事車両等による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等の影響を最小限に抑えるため、環境影響評価書案に示された環境保全の措置を確実に実施すること。	環境影響評価書案で示した大気汚染の環境保全のための措置については、排出ガス対策型建設機械を使用するなど、必要な措置を確実に実施します。
(2) アスベストについては、関係法令等に基づき事前調査を実施すること。また、解体工事中に新たなアスベストが確認された際には、速やかに区へ情報提供し、関連法令に基づき適正に除去及び処分を実施すること。	アスベストについては、関係法令のほか「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」等に基づき、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ配慮し適切に行います。 また、新たなアスベストが確認された際には、速やかに世田谷区へ情報提供し、関係法令に基づき適正に除去及び処分を実施します。
(3) 解体工事中におけるダイオキシン類については、関係法令等に基づき必要な措置を講じ、飛散防止対策を徹底すること。また、敷地境界において、ダイオキシン類の測定を行うとしているが、加えて測定結果を区民が分かるよう速やかに公表すること。	焼却炉設備等の解体工事に当たっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に行います。 また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状態を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施します。測定結果については速やかに公表します。
2 騒音・振動 (1) 工事施工中において、建設機械の稼働による騒音及び振動については、評価結果において基準値は下回るとしているが、南側は都立砦公園が位置し、北側には住宅が多く存在していることから、低騒音型・低振動型の建設機械や工法を確実に採用し、一層の騒音・振動の低減を図ること。	工事施工中の建設機械の稼働による騒音及び振動については、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械や工法を採用するほか、既存建築物及び煙突外筒の解体に当たっては、ワイヤーソー等静的工法を可能な限り採用して低減を図ります。 また、工事は、周辺に騒音・振動の著しい影響を及ぼさないように、工事工程を計画し、早朝、夜間及び日曜、祝日の作業は原則として行いません。さらに、建設機械類の配置については、1か所で集中稼働することのないように、作業計画を検討します。

世田谷区長の意見	事業者の見解
(2) 工事施工中の工事車両及び施設稼働後のごみ収集車両等の走行の影響による騒音については、現状で環境基準を超えている地点があることに鑑み、建替に伴う影響を最小限とするよう一層の騒音の低減を図ること。	工事用車両の出入りについては、車両の走行ルート の限定、安全走行等により、騒音・振動の低減に努めます。また、特殊な車両となる場合以外、早朝、夜間及び日曜、祝日の出入りは原則として行いません。さらに、工事用車両の走行については、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底します。 ごみ収集車両等の運行についても、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底し、周辺環境に配慮するよう、速度厳守などの注意喚起に努めます。
3 土壌汚染 土壌汚染については、現況調査を実施できなかった既存施設が存在する範囲及び、除却や土地の改変が伴う場合において、関係法令に従い土壌汚染調査を確実に実施すること。また、汚染が判明した場合は、速やかに区へ報告を行うとともに、関係法令等に則り適切に処理すること。	土壌汚染については、「土壌汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、現況調査を実施できなかった範囲においても、除却や土地の改変に先立ち土壌汚染状況調査等を実施します。 土壌の汚染が判明した場合は、速やかに世田谷区へ報告するとともに、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じます。
4 その他 環境影響評価の手続きを進めるにあたっては、関係する情報を適時・適切に地域住民へ情報提供するとともに、丁寧な説明に努め、十分な理解が得られるように努めること。	評価書や事後調査報告書などにより、関係する情報を適時・適切に公表します。また、公表に当たっては、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を掲載するなど、丁寧かつ分かりやすい表現に努めます。

7 その他

7.1 評価書案に係る見解書を作成した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

評価書案の作成者	名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合 代表者 : 管理者 吉住 健一 所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号
業務受託者	名 称 : 国際航業株式会社 代表者 : 代表取締役 土方 聡 所在地 : 東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号 新宿フロントタワー

7.2 評価書案に係る見解書を作成するに当たって参考とした資料の目録

- ・「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」
(平成26年 1 月、厚生労働省労働基準局長通達)
- ・「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」
(令和 3 年 2 月、東京都環境局)
- ・「一般廃棄物処理基本計画」(令和 3 年 2 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

以上

本書に掲載した地図は、以下の地図を使用したものである。

1/75,000、1/50,000、1/40,000、1/30,000、1/25,000、1/10,000、1/5,000 : 「電子地形図 25000」(国土地理院)

空中写真: 「電子国土基本図(オルソ画像)」(国土地理院)

令和 7 年 3 月発行

印 刷 物 登 録

令和 6 年度 第 111 号

環境影響評価書案に係る見解書

— 世田谷清掃工場建替事業 —

編集・発行 東京二十三区清掃一部事務組合 建設部
東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 1 2 階
電話番号 03 (6238) 0915

印 刷 有限会社 多摩総合企画
東京都西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷 505
電話番号 042 (556) 4050

再生紙を使用しています。